

東海北陸厚生局の事業年報

(令和2年度の活動の実績)

令和3年7月

厚生労働省 東海北陸厚生局

ホームページ <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/>



はじめに

東海北陸厚生局は、厚生労働省の地方支分部局として、全国に8か所設置されている厚生局及び厚生支局のうち、東海北陸6県域（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）における厚生労働行政の政策実施機関として、平成13年1月に設置されました。設置以来、東海北陸厚生局では厚生労働行政に関する国の各種施策のうち、医療、健康、福祉、年金、さらに麻薬や覚せい剤等取締などに関する業務を通じて、地域の皆さまの生活や暮らしが将来にわたって安全で安心なものとなるように取り組んでいます。

東海北陸厚生局の業務で国民の皆さまに身近なものとして、医療関係では保険医療機関・保険薬局の診療報酬の適正な請求の指導・監査、年金関係では年金記録の訂正、麻薬取締関係では薬物事犯の取締りなどがあります。

このほか、医師や歯科医師の臨床研修、再生医療等の安全性の確保、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認、市町村における地域包括ケアシステムの構築支援、民生委員・児童委員や年金委員の委嘱といった事務をはじめとする多様な業務を行っています。

本書は、令和2年度に東海北陸厚生局が実施した業務の概要や実績等について、取りまとめたものです。国民の皆さまをはじめ、地方自治体や関係団体をはじめとする皆さま方に、東海北陸厚生局の業務や活動について知っていただき理解を深める一助となれば幸いです。

ホームページ（<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/>）には、令和3年度版東海北陸厚生局パンフレット、保険医療機関等の指定状況等の情報に加え、東海北陸厚生局の最新の取り組みを紹介するフォトレポートも随時追加掲載しています。あわせて参考にしてください。

なお、令和2年1月に我が国において最初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症については東海北陸厚生局においても、第3章にまとめて記載しましたとおり、検疫業務への職員の派遣をはじめ、関係機関と連携した活動を行っています。また、通常業務についても、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度の実績の一部には、例年の実績と大きく乖離しているものがありますので、本書のご利用に当たりましては、あらかじめご承知願います。

今後とも、東海北陸厚生局が行う業務につきまして、皆さまにご支援とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

目 次

第Ⅰ章 東海北陸厚生局の組織概要	1
1. 東海北陸厚生局の沿革	1
2. 組織体制	3
3. 東海北陸厚生局及び事務所の所在地・連絡先	4
第Ⅱ章 業務概要及び実績等	6
総務課	6
1. 行政文書開示請求について	6
2. 国有財産の管理及び処分について	7
企画調整課	8
1. 業務管理について	8
2. リスク管理について	8
3. 地方社会保険医療協議会の運営について	9
4. 広報について	12
5. 「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」の募集について	13
6. 「国民の皆様の声」について	13
7. 職員研修の企画及び実施について	14
8. 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議災害医療部会について	15
年金指導課	16
1. 徴収職員及び収納職員の認可について	16
2. 滞納処分等に係る認可について	16
3. 立入検査等に係る認可について	17
4. 年金受給権者・被保険者に関する調査等に係る認可について	17
5. 厚生年金保険料等の納付の猶予について	17
年金調整課	19
1. 社会保険労務士に関する業務について	19
2. 年金委員の委嘱、解嘱について	21
3. 国民年金保険料の納付に係る学生納付特例事務法人等の指定について	23
4. 国民年金等事務取扱交付金に関する業務について	27
5. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に関する業務について	29
6. 健康保険事務指定市町村交付金に関する業務について	31
7. 日本年金機構、市町村、関係機関等との連絡調整に関する業務について	32
年金審査課	33
社会保険審査官	36

健康福祉課	37
1. 生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等について	37
2. 各種補助金等の交付等について	38
3. 三種病原体等の所持又は輸入の届出等について	46
4. 民生委員及び児童委員の委嘱、解嘱、表彰等について	48
5. 児童扶養手当支給事務指導監査について	49
6. 保護施設に対する指導監査について	50
7. 生活保護法施行事務監査について	51
8. 生活保護法の指定医療機関に対する指導検査について	52
9. 障害者自立支援等業務に関する実地指導について	53
10. 障害福祉サービス事業者等に対する業務管理体制整備の届出内容の確認（一般検査）業務について	54
11. 各種養成施設の指定又は認定及び監督について	55
12. 介護技術講習制度に係る講習会の届出審査について	57
13. 経営力向上計画に関する業務について	57
14. その他の業務について	58
医事課	59
1. 医師の臨床研修について	59
2. 歯科医師の臨床研修について	61
3. 医師確保について	62
4. 医師及び歯科医師の再教育研修について	63
5. 医療安全に関する取組の普及啓発について	64
6. 心神喪失者等医療観察法に係る業務について	65
7. 医薬品等製造業許可等について	70
8. 毒物劇物の製造業・輸入業の登録等について	71
9. 健康危機管理について	71
10. 再生医療等の安全性の確保について	73
11. 特定行為に関する看護師の研修機関の指定等について	76
12. 臨床研究法について	78
13. 地域医療構想について	80
14. 災害時における医療の確保の支援に関する業務について	81
食品衛生課	82
1. 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認等について	82
2. 輸出食品に係る業務について	85
3. 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監督について	89
4. 食中毒に係る調整業務について	91
5. 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制の監視指導について	91

6. 食品に関するリスクコミュニケーションの企画運営について	92
地域包括ケア推進課	93
1. 東海北陸厚生局地域包括ケア推進本部の設置・運営について	93
2. 地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援について	93
3. 地域医療介護総合確保基金に関する業務について	94
4. 東海北陸管内6県との意見交換会の開催運営について	94
5. 地域包括ケアシステムの推進に向けた会議等への対応について	95
6. 介護保険事業（支援）計画に関する業務について	96
7. 他省庁との連携による研修会等の開催について	96
8. 老人保健健康増進等事業について	97
9. 近未来技術地域実装事業	98
保険年金課	100
1. 全国健康保険協会に係る業務について	100
2. 健康保険組合に係る業務について	101
3. 厚生年金基金に係る業務について	102
4. 確定給付企業年金に係る業務について	104
5. 確定拠出年金（企業型）に係る業務について	105
管理課	106
1. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明に関する業務について	106
2. 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明に関する業務について	107
3. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務に係る助言、指導監督について	108
4. 後期高齢者医療広域連合が行う業務及び市町村が行う後期高齢者医療制度に関する業務の助言、指導監督について	109
5. 社会保険診療報酬支払基金の行う業務の監督について	111
医療課	112
1. 東海北陸厚生局管内（6県）事務所の行う業務に関する事務の指導及び監督について	112
2. 医療法に基づく立入検査について	113
調査課	115
1. 保険医療機関等に関する業務処理等を効率的に行うための情報の管理について	115
2. 東海北陸厚生局管内（6県）事務所の保有する情報の公開の調整について	116
3. 指導部門の訴訟に関する業務について	116
4. 保険医療機関等に対するメーリングリストの管理と運用について	116

指導監査課／事務所	117
1. 保険医療機関及び保険薬局の指定、保険医及び保険薬剤師の登録並びに指定訪問看護事業者の指定について	117
2. 施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等の届出等について	120
3. 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師及び指定訪問看護事業者等に対する指導、監査について	121
4. 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの登録及び承諾について	127
5. 柔道整復師の施術に係る療養費に関する指導、監査について	128
6. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いの承諾について	130
7. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する指導、監査について	131
8. 地方社会保険医療協議会部会の運営について	133
麻薬取締部	134
1. 薬物乱用防止のための啓発活動について	134
2. 薬物事犯の取締りについて	135
3. 再乱用防止対策について	136
4. 相談業務について	138
5. 麻薬取扱者・向精神薬営業者等に対する指導、監督について	139
第三章 東海北陸厚生局における新型コロナウイルス感染症への取組	140
1. 成田・羽田・中部国際空港での検疫所支援業務	140
2. 藤田医科大学医療センターでの応援業務	141
3. 新型コロナウイルス感染症クラスタープロジェクトチーム（愛知県・名古屋市）への参加	141
4. 厚生労働本省での対策本部事務局員業務	141

第Ⅰ章 東海北陸厚生局の組織概要

1. 東海北陸厚生局の沿革

中央省庁等改革基本法により、平成13年1月6日に厚生省と労働省が統合して厚生労働省が発足しました。これに伴い、地方の機関（地方支分部局）についてもブロック単位で統合化することにより、国の行政組織の減量効率化を図ることとなり、地方医務局と地区麻薬取締官事務所を統合し、さらに、厚生労働省から一部事務を移管して、全国に7局1支局1支所の地方厚生（支）局が設置されました。

東海北陸厚生局は、東海北陸地区6県域（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）において、国民の皆様にもっと身近な医療、健康、福祉、年金などの社会保障政策を実施する、厚生労働本省との連携を図りながら厚生行政の実効的な遂行に不可欠な地方支分部局として位置付けられた、地域における国の「政策実施機関」です。

【平成16年 4月～】

平成16年4月の国立病院・療養所の独立行政法人化に伴い、国立病院・療養所の運営・管理を所掌していた病院管理部が廃止（独立行政法人国立病院機構へ移行）され、また、厚生労働省からの移管事務の充実を図るため、健康福祉部の保健福祉課を廃止して、新たに健康課、福祉課、医事課を設置しました。

【平成20年10月～】

平成20年10月の社会保険庁の改革に伴い、これまで地方社会保険事務局に置かれていた地方社会保険医療協議会が地方厚生（支）局に置かれたほか、保険医療指導監査等の事務が移管されることに併せて、指導部門（管理課、医療指導課（現、医療課）、福祉指導課、指導監査課及び管内各県に事務所を設置）を設置しました。

また、養成施設指導体制の整備を図るため、健康課、福祉課を健康福祉課に統合するとともに、新たに指導養成課を設置しました。

【平成22年 1月～】

平成22年1月の社会保険庁の廃止により、地方社会保険事務局等から年金関係事務（行政事務とされたもの）の移管に伴って、新たに年金部門（年金指導課、年金調整課）及び社会保険審査官を設置しました。

【平成26年 4月～】

平成26年4月の組織改正により、指導養成課を健康福祉課に統合しました。

また、指導部門等における効率的・効果的な業務実施のために、調査課を新設しました。

【平成27年 4月～】

平成27年4月に被保険者等が厚生労働省に対して年金記録の訂正を求める制度が創設されたことに伴い、新たに地方年金記録訂正審議会が地方厚生（支）局に置かれたほか、年金審査課を新設しました。

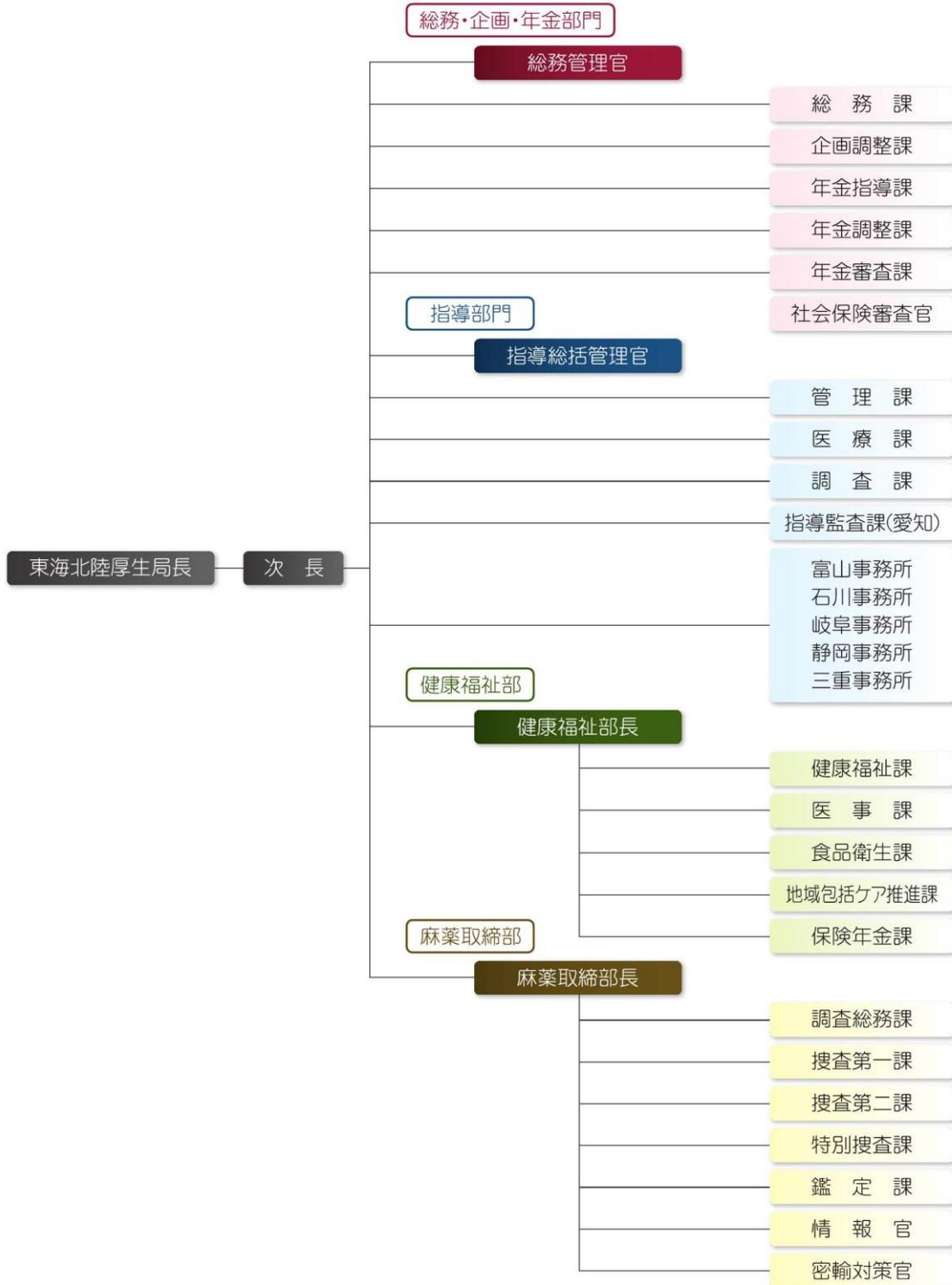
【平成28年 4月～】

平成28年4月に地域包括ケアシステムの普及定着のため、地域包括ケア推進課を新設しました。

なお、社会福祉法人の指導等に関する事務・権限を地方公共団体へ移譲し、健康福祉課に業務を統合することにより、平成28年3月末に福祉指導課を廃止しました。

2. 組織体制

(令和3年4月1日現在)



3. 東海北陸厚生局及び事務所の所在地・連絡先

総務課・企画調整課・健康福祉部

〒461-0011 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階

部・課	電話	FAX
総務課	052-971-8831	052-971-8861
企画調整課	052-959-5860	052-959-5861
健康福祉部		
健康福祉課	052-959-2061	052-971-8841
医事課	052-971-8836	052-971-8876
食品衛生課	052-959-2836	052-959-2065
地域包括ケア推進課	052-959-2847	052-959-2848
保険年金課	052-959-2062	052-971-8865

年金指導課・年金調整課・年金審査課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館8階

部・課	電話	FAX
年金指導課	052-228-7168	052-228-7236
年金調整課	052-228-7169	052-228-7237
年金審査課	052-950-3790	052-950-3467

管理課・医療課・調査課・指導監査課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館6階

部・課	電話	FAX
管理課	052-228-6192	052-228-6237
医療課	052-228-6193	
調査課	052-228-6194	
指導監査課（愛知を管轄）	052-228-6179	

社会保険審査官

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館6階

部・課	電話	FAX
社会保険審査官	0570-666-445	052-228-6268

麻薬取締部

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 1 階

部	電話	FAX
麻薬取締部	052-951-6911	052-951-6876
麻薬・覚醒剤相談	052-961-7000	
許認可専用	052-951-0688	
薬物再乱用防止支援	052-951-6920	

事務所（富山・石川・岐阜・静岡・三重）

事務所	電話	FAX
富山事務所	076-439-6570	076-441-4041
	〒930-0004 富山市桜橋通り 6-11 富山フコク生命第 2 ビル 4 階	
石川事務所	076-210-5140	076-261-0848
	〒920-0024 金沢市西念 3 丁目 4-1 金沢駅西合同庁舎 7 階	
岐阜事務所	058-249-1822	058-247-0286
	〒500-8114 岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎 4 階	
静岡事務所	054-355-2015	054-351-3115
	〒424-0825 静岡市清水区松原町 2-15 清水合同庁舎 3 階	
三重事務所	059-213-3533	059-228-3588
	〒514-0033 津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階	

（愛知については指導監査課が管轄しています。）

第Ⅱ章 業務概要及び実績等

総務課

総務課は、東海北陸厚生局の総務事務（人事、給与、会計、福利厚生等）のほか、保有する行政文書の開示請求に係る事務や国有財産の管理事務を行っています。

1. 行政文書開示請求について

(1) 概要

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に基づき行政文書及び個人から自己の個人情報についての開示請求に係る事務を行っています。

(2) 実績

令和2年度における実績は、次のとおりです。

○行政文書の開示

(単位：件)

前年度からの 繰越件数	令和2年度 開示請求件数	開示結果			翌年度への 繰越件数
		開示(部分開示含)	不開示	取り下げ	
8	46	52	2	0	0

○保有個人情報の開示

(単位：件)

前年度からの 繰越件数	令和2年度 開示請求件数	開示結果			翌年度への 繰越件数
		開示(部分開示含)	不開示	取り下げ	
0	5	5	0	0	0

2. 国有財産の管理及び処分について

(1) 概要

社会保険庁の廃止に伴い、平成22年1月から東海北陸厚生局管内の国有財産の引継を受け、次の国有財産の管理を行うとともに、売払等の手続きを進めています。

(2) 実績

No	旧施設名	面積	令和元年度 入札結果	備 考
	所在地(地番)			
1	社会保険三島病院	1.66 m ²	—	道路として 貸付中
	静岡県三島市南本町 431 番 21			
2	厚生保険国家公務員沼津宿舎	131.44 m ²	不調	土地のみ
	静岡県沼津市大岡字久保 1110 番 11			
3	下田船員保険保養所	1,016.33 m ²	—	建物・工作物有り
	静岡県下田市柿崎字宮ノ背 1219 番 3 外			
4	船員保険清水駐在官事務所	181.32 m ²	—	建物・工作物有り
	静岡県静岡市清水区秋吉町 307 番 4			
5	社会保険羽津病院職員住宅	54.92 m ²	—	道路として 貸付中
	三重県四日市市大字西阿倉川字西山 1287 番 3 外			
6	尾鷲公務員宿舎	413.29 m ²	落札	土地のみ
	三重県尾鷲市新田町 1371 番 5			
7	鳥羽船員保険保養所	6,293.44 m ²	—	建物・工作物有り
	三重県鳥羽市安楽島町字鞆谷 1200 番 31 外			

※ 「入札結果」欄の「落札」とは予定価格以上の応札があったもの、「不調」とは応札者がなかったもの及び無効となったものを表しています。

※ 東海財務局への売払事務委任分による入札を含みます。

お問い合わせ先：東海北陸厚生局総務課 国有財産係 （電話 052-971-8831）

企画調整課

企画調整課は、東海北陸厚生局の所掌事務に関する総合的な企画・立案や調整、東海北陸地方社会保険医療協議会の運営等を行っています。

1. 業務管理について

(1) 概要

東海北陸厚生局では、業務全般におけるPDCAサイクルを組織的に導入するため、毎年度、東海北陸厚生局の「業務管理方針」及び「職員行動指針」を定め、たうえで「東海北陸厚生局組織目標」を策定しています。

また、「業務管理方針」等を踏まえ、各課等において、取り組むべき目標及び目標を達成するための具体的方策を示した「業務管理計画」を策定し、その達成に向けて個人の業績評価目標へも反映しています。

(2) 実績

令和2年度の「業務管理計画」は、毎月、各課等で進捗状況等の自己評価を行い、企画調整課が取りまとめ、幹部会議において報告しました。

また、「業務管理計画」の進捗に係る問題点及び改善点を明確にするため、東海北陸厚生局幹部職員によるヒアリングを2月に実施しました。さらに令和2年度の自己評価を踏まえた令和3年度の「業務管理計画」等の策定に向けて総合調整を行いました。

2. リスク管理について

(1) 概要

日常業務におけるリスクの発生を未然に防止するとともに、発生したリスクへの対応について管理する仕組みを構築し再発防止に努めるために、平成25年5月31日付で、東海北陸厚生局リスク管理規程を制定し、「東海北陸厚生局リスク管理委員会」を開催しています。

(2) 実績

令和2年度におけるリスク管理委員会の開催実績は次のとおりです。

開催日	会議等
令和2年 6月 4日	第11回東海北陸厚生局リスク管理委員会

3. 地方社会保険医療協議会の運営について

(1) 概要

社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）に基づき、中央には「中央社会保険医療協議会」が、地方には全国8ブロックに設置されている地方厚生（支）局ごとに「地方社会保険医療協議会」が設置されています。

東海北陸地方社会保険医療協議会では、企画調整課及び各事務所（愛知県においては指導監査課）が、それぞれ総会と部会の庶務を担当しており、企画調整課では、総会の開催や、協議会委員の改選に関する事務等を行っています。

（関係法令等）

- 健康保険法（大正11年法律第70号）
- 社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）
- 社会保険医療協議会令（昭和25年政令第373号）
- 東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則

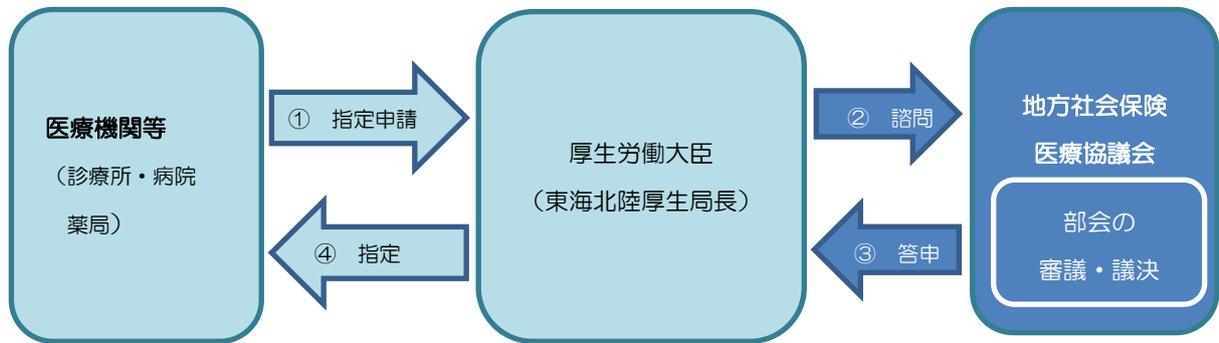
ア. 東海北陸地方社会保険医療協議会（総会）

保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消について、厚生労働大臣（省令で東海北陸厚生局長に委任）の諮問に応じて審議を行い、文書をもって答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもって建議します。

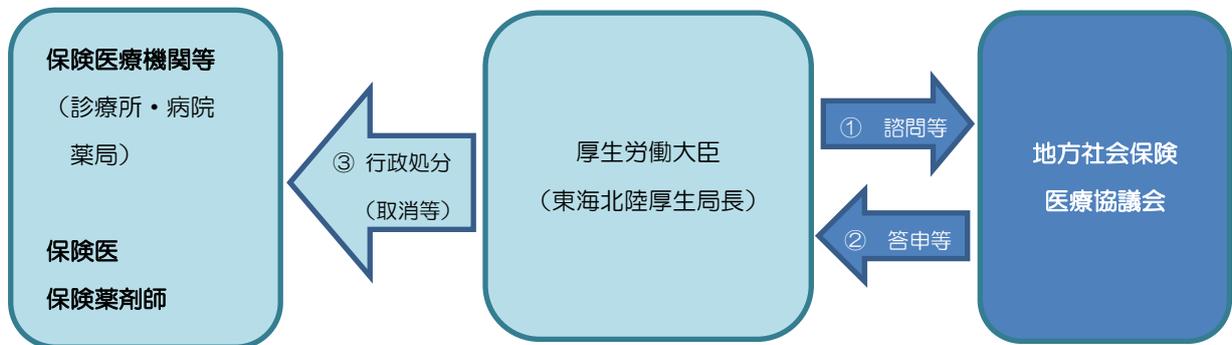
イ. 部会（東海北陸厚生局管内の県ごとに設置）

保険医療機関及び保険薬局の指定について、厚生労働大臣（省令で東海北陸厚生局長に委任）の諮問に応じて審議し議決します。

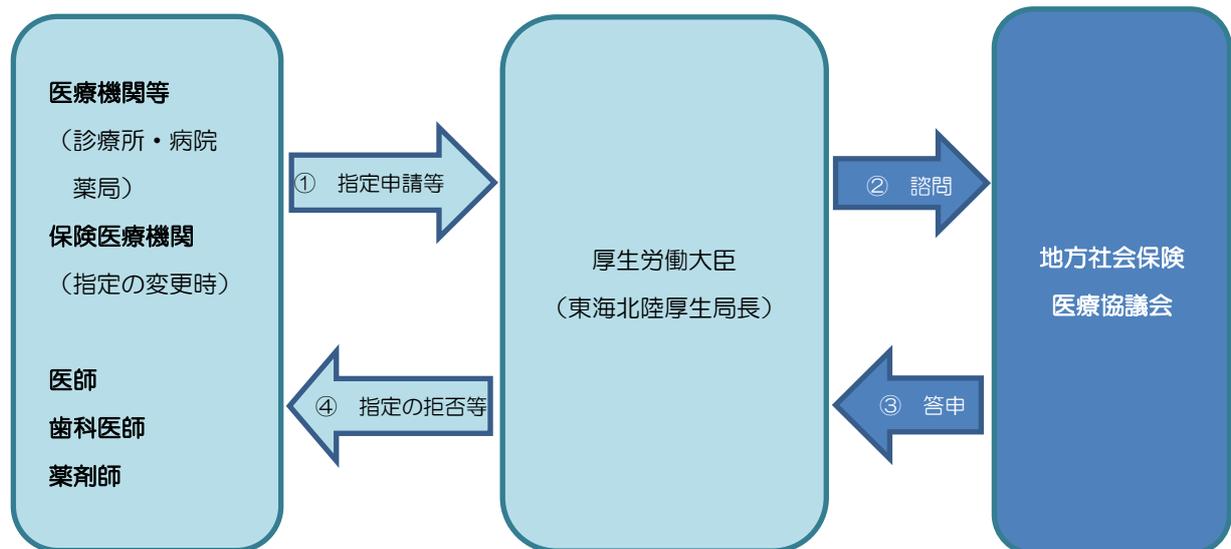
【保険医療機関等の指定】



【保険医療機関等の指定の取消等/保険医等の登録の取消等】



【保険医療機関等の指定の拒否/保険医等の登録の拒否/指定取消後5年を経過しない医療機関等の指定等】



(2) 実績

令和2年度における総会の開催実績は次のとおりです。

開催日	審議事項等
令和2年度第1回総会 (令和2年8月18日)	<ul style="list-style-type: none">・部会所属委員の指名について・東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則の一部改正について・保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について
令和2年度第2回総会 (令和2年10月13日)	<ul style="list-style-type: none">・会長及び会長代行の選出について・部会所属委員の指名について
令和2年度第3回総会 (令和3年2月16日)	<ul style="list-style-type: none">・元保険医療機関への対応及び保険医の登録の取消について・保険医療機関の指定の取消について

なお、これまでに開催された「東海北陸地方社会保険医療協議会（総会）」の議事要旨は、東海北陸厚生局ホームページに掲載しています。

(http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/bu_ka/kikaku/kaisai_jokyo.html)

（一口メモ）～地方社会保険医療協議会委員～

総会は次の20人の委員によって構成されます。

- ・健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員（支払側委員）・・・・・・・・・・・・・・7人
- ・医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員（診療側委員）・・・・・・・・・・・・・・7人
- ・公益を代表する委員（公益委員）・・・・・・・・・・・・・・6人

また、委員の任期は、社会保険医療協議会法第4条により2年とされ、1年ごとにその半数を任命しています。

4. 広報について

(1) 概要

事業対象者及び国民の皆様には東海北陸厚生局の事業についてできるだけ分かりやすく、一層ご理解を深めていただくため、厚生行政の情報を発信しています。

また、東海北陸厚生局から適時適切な情報発信及び広聴の活動を行い、国民の皆様とのコミュニケーションの充実を図ることを目的として、平成 25 年 2 月 28 日付で、東海北陸厚生局広報実施規程を制定し、「東海北陸厚生局広報委員会」を開催しています。

(2) 実績

ア. 東海北陸厚生局パンフレット・事業年報の作成

最新版のパンフレット及び事業年報は、ホームページに掲載しています。

パンフレット：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/about/pamph/download.html>
事業年報：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/newpage_00293.html

イ. 東海北陸厚生局ホームページの管理

国民の皆様が知りたい情報、国民の皆様を知っていただきたい情報を、ホームページを通じて公表しています。

さらに、東海北陸厚生局の業務について国民の皆様を知っていただくため、フォトレポートを活用した取り組みの紹介を行っています。令和 2 年度は、21 件のフォトレポートを掲載しました。フォトレポートは、以下 URL からご覧いただけます。

(<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/photo/index.html>)

ウ. 令和 2 年度における広報委員会の開催実績は次のとおりです。

開催日	会議等
令和 3 年 3 月 4 日	第 16 回東海北陸厚生局広報委員会

5. 「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」の募集について

（1）概要

厚生行政に関して、東海北陸厚生局のホームページを活用し、国民の皆様から「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」を募集しています。

企画調整課においては、寄せられた「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」を受け付け、担当部署へ回送しています。

なお、「お問い合わせ（ご質問）」は、ご質問をいただいた方に対して速やかに回答するとともに、「ご意見・ご要望」については、今後の業務改善等の参考とさせていただきます。

（2）実績

令和2年度中にホームページに寄せられた「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」の件数は次のとおりです。

	件数
ご意見・ご要望	167件
お問い合わせ（ご質問）	284件

6. 「国民の皆様の声」について

（1）概要

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」は、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、厚生労働本省へ報告して業務改善に役立っています。

企画調整課においては、東海北陸厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」の内容を取りまとめ、厚生労働本省の担当部署へ報告するとともに、東海北陸厚生局内の各課所の業務の参考となるよう情報の共有化を図り、必要な改善に努めています。

（2）実績

令和2年度において、東海北陸厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」について、厚生労働本省へ報告した件数は6件です。

寄せられた「国民の皆様の声」は、一定期間ごとに厚生労働本省のホームページで公表されています。

http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/sanka/

「国民の皆様の声」を報告した部局〔厚生労働本省〕	件数
保険局	6件

7. 職員研修の企画及び実施について

(1) 概要

東海北陸厚生局では、厚生労働省職員として一人ひとりが意欲と使命感を持って十分な能力を発揮できるよう、研修計画に基づき職員研修を実施しています。

具体的には、職員として必要な基礎知識、技能、態度及び社会的見識等の習得を図るための一般研修、各部門の業務内容や基本的な知識の習得を図るための厚生労働行政専門研修を実施して職員の資質向上に努めています。

(2) 実績

令和2年度において、感染防止策を徹底して実施した主な研修は次のとおりです。

実施日	研修名	主な研修内容
令和2年 7月13日	厚生労働行政研修 (訴訟業務研修)	・訴訟に関する知識
令和2年 9月11日	プレゼンテーション研修	・説明の仕方(構成・資料の作り方) ・相手に分かりやすく説明する力、伝える力
令和2年11月18日	クレーム対応研修 (Webにより実施)	・クレーム発生の原因、分析 ・解決までのプロセス ・対応方法
令和2年12月 1日	障害者差別解消法に関する研修会	・バリアフリー ・障害がある方の補助器具を用いた活躍
令和3年 2月17日	厚生労働行政専門研修(年金制度に関する勉強会)	・年金制度の基礎知識 ・当局年金部門の業務説明

障害者差別解消法に関する研修会において、地元名古屋出身でユーチューバーとして活躍されている寺田ユースケ氏をお招きして「人生に無駄なことは何ひとつない～障がい者からサイボーグになる生き方～」をテーマに講演やディスカッションを行いました。

(令和2年12月1日)

(フォトレポート)

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/photo/kikaku20201201.html>



8. 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議災害医療部会について

(1) 概要

南海トラフ地震対策中部圏戦略会議（事務局：国土交通省中部地方整備局）において、平成28年4月から災害医療部会が設置され、南海トラフ地震における初動時医療対策のあり方及びそれを具現化するための検討が行われています。

企画調整課は、災害医療部会の庶務を担当しています。

(2) 実績

令和2年度の災害医療部会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため開催を中止しました。

年金指導課

年金指導課は、日本年金機構が厚生労働大臣の監督の下で行う、事業主等に対する滞納処分や立入検査等の認可及びその結果報告に関する審査業務を行っています。

1. 徴収職員及び収納職員の認可について

日本年金機構が行う滞納処分等については「徴収職員」に、保険料等の収納事務については「収納職員」に行わせることができるとされています。

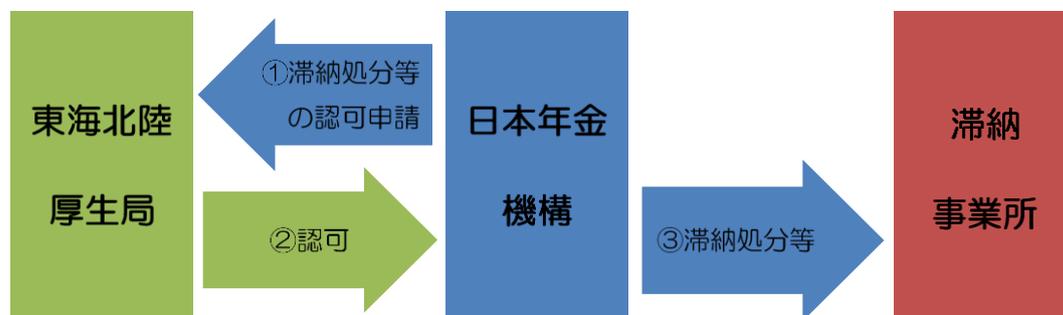
「徴収職員」及び「収納職員」は、厚生労働大臣の認可を受けて日本年金機構理事長が任命することとされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

2. 滞納処分等に係る認可について

日本年金機構が厚生年金保険、健康保険及び国民年金の保険料について、滞納処分等を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

例

上記の「2. 滞納処分等に係る認可」の流れ図



3. 立入検査等に係る認可について

日本年金機構が厚生年金保険等の適用事業所に対する調査や未適用事業所への加入指導・立入検査を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

4. 年金受給権者・被保険者に関する調査等に係る認可について

日本年金機構が厚生年金保険法や国民年金法等による年金受給権者や被保険者へ調査等を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

5. 厚生年金保険料等の納付の猶予について

厚生年金保険料等の納付義務者である事業主が、以下の事由に該当する場合、保険料納付猶予の申請を、日本年金機構を經由し厚生労働大臣に申請することができるとされており、東海北陸厚生局では、これらの申請の許可業務を行っています。

- ① 災害により、その財産に相当な損失を受けた場合
- ② 災害を受け、若しくは病気にかかり、又は事業の休廃止をした等の事実があり、納付すべき保険料等を一時に納付できないと認められる場合
- ③ 届出遅延により生じた保険料等を一時に納付できないと認められる理由があるとき

【認可等の実績】

1. 徴収職員及び収納職員の認可

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
認可件数	10	6	7
認可人数	136	139	168

2. 滞納処分等の認可

(1) 厚生年金保険

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
認可件数	121	149	367
認可事業所数 (注)	148,193	148,456	91,380

(注) 同一事業所において複数の月を認可した場合は延べ数としています。

(2) 国民年金

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
認可件数	38	35	22
認可人数	13,584	12,946	22

3. 立入検査等に係る認可

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
認可件数	62	62	58
認可事業所数	137,049	105,503	89,246

4. 受給権者及び被保険者に対する調査に係る認可

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
認可件数	9	9	5
認可人数	19	16	11

5. 厚生年金保険料等の納付の猶予に係る許可

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
許可件数	0	0	1
不許可件数	1	0	0

年金調整課

年金調整課は、社会保険労務士が行う業務の指導・監督、年金委員の委嘱、学生納付特例事務法人等の指定、市町村に交付する国民年金事務費交付金等の審査などの業務を行っています。

1. 社会保険労務士に関する業務について

(1) 概要

社会保険労務士は、社会保険労務士試験に合格した後に全国社会保険労務士会連合会に備える社会保険労務士名簿に登録され、社会保険労務士法に基づき労働保険や社会保険の届出書類の作成及び申請手続の代行業務等を行います。

東海北陸厚生局では、社会保険労務士に関する業務のうち、次の業務を行っています。

- ① 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ⑤ 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に関する聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力等

(2) 実績

社会保険労務士会員数は、次のとおりです。

(各年度末現在)

県名	年度	会員数(単位:人)					社会保険労務士法人数
		合計	開業	法人の社員	勤務	その他	
富山県	平成30年度	296	183	16	82	15	11
	令和元年度	302	184	19	80	19	12
	令和2年度	309	184	20	83	22	13
石川県	平成30年度	317	184	30	82	21	17
	令和元年度	322	185	30	87	20	18
	令和2年度	328	190	30	91	17	18
岐阜県	平成30年度	584	341	26	189	28	19
	令和元年度	589	336	31	199	23	23
	令和2年度	578	329	38	192	19	28
静岡県	平成30年度	1,027	609	113	186	119	73
	令和元年度	1,048	612	126	192	118	85
	令和2年度	1,052	609	134	192	117	91
愛知県	平成30年度	2,631	1,563	132	518	418	93
	令和元年度	2,700	1,575	149	553	423	109
	令和2年度	2,756	1,599	172	557	428	124
三重県	平成30年度	418	265	16	84	53	9
	令和元年度	431	274	20	84	53	11
	令和2年度	431	270	24	82	55	12
管内計	平成30年度	5,273	3,145	333	1,141	654	222
	令和元年度	5,392	3,166	375	1,195	656	258
	令和2年度	5,454	3,181	418	1,197	658	286

2. 年金委員の委嘱、解嘱について

(1) 概要

年金委員は、日本年金機構法第30条に基づき、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、会社や地域において政府管掌年金事業の適用、給付、保険料その他の事項について啓発、相談及び助言等の活動を行うことで、政府管掌年金事業の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的に設置されています。

年金委員は、厚生年金保険適用事業所の事業主が推薦し、委嘱される「職域型」の年金委員と、市町村長又は地域団体が推薦し、委嘱される「地域型」の年金委員に区分されています。

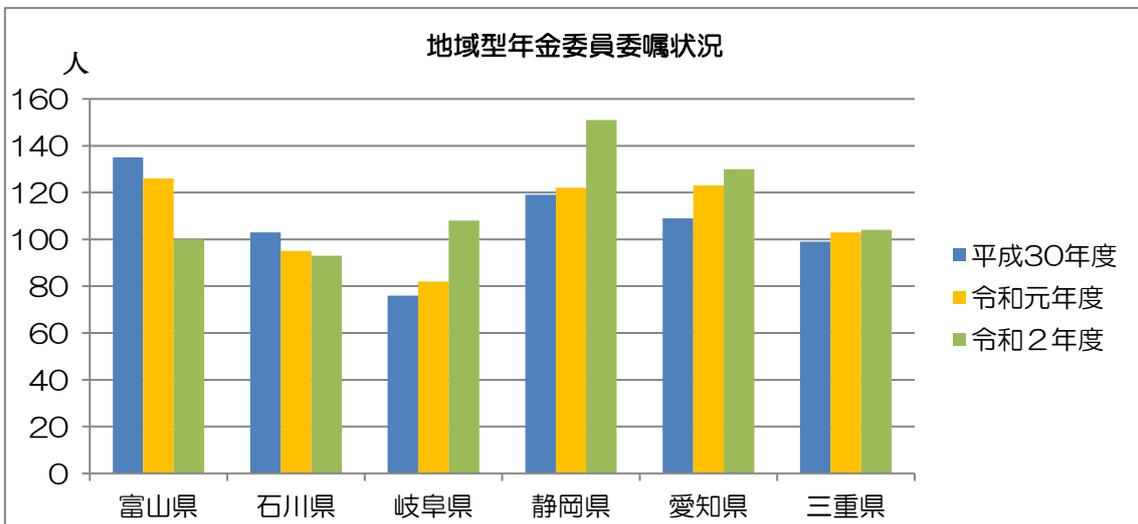
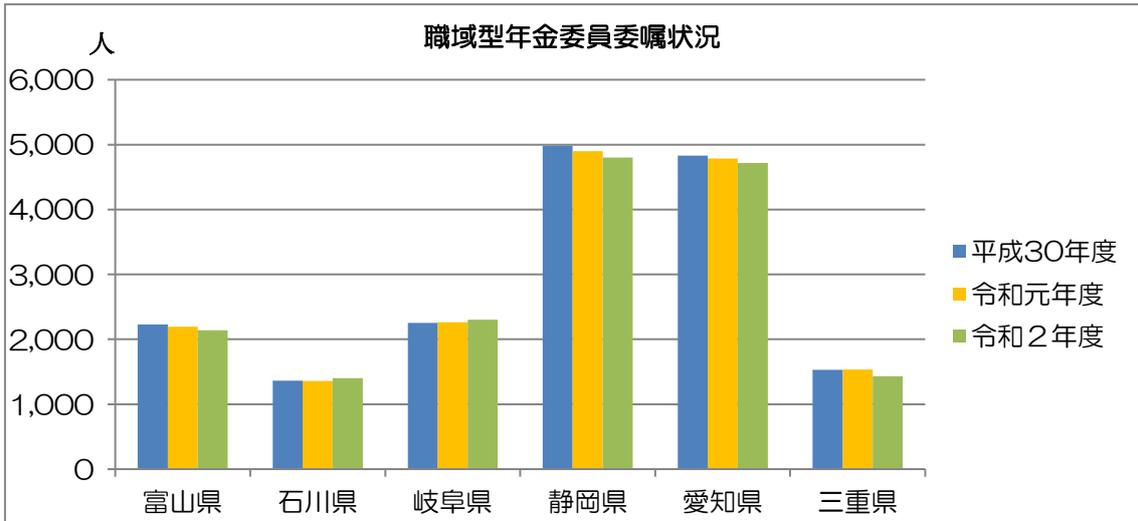
東海北陸厚生局では、管内の厚生年金保険適用事業所の事業主や市町村長又は地域団体が推薦等のあった年金委員候補者に対して、委嘱に関する、審査、決定及び委嘱状・解嘱状の発行等を行っています。

(2) 実績

年金委員の委嘱数は、次のとおりです。

(各年度末現在)

県名	委嘱数(単位:人)								
	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	職域型	地域型	計	職域型	地域型	計	職域型	地域型	計
富山県	2,230	135	2,365	2,192	126	2,318	2,139	100	2,239
石川県	1,361	103	1,464	1,358	95	1,453	1,403	93	1,496
岐阜県	2,252	76	2,328	2,262	82	2,344	2,304	108	2,412
静岡県	4,984	119	5,103	4,898	122	5,020	4,802	151	4,953
愛知県	4,832	109	4,941	4,784	123	4,907	4,715	130	4,845
三重県	1,531	99	1,630	1,536	103	1,639	1,429	104	1,533
管内計	17,190	641	17,831	17,030	651	17,681	16,792	686	17,478



3. 国民年金保険料の納付に係る学生納付特例事務法人等の指定について

(1) 概要

学生納付特例制度は、学生である本人の申請により国民年金保険料の納付が一定期間猶予される制度で、簡単な手続を行うことで年金受給権を確保するものです。

本制度を利用するには、市町村の窓口申請を行う必要がありますが、できるだけ申請しやすい環境を整備する観点から、大学等教育施設が学生から委託を受けて申請を代行できる学生納付特例事務法人制度が設けられています。

東海北陸厚生局では、管内の学生納付特例事務法人等の指定の業務を行っています。

(2) 管内の状況

学生納付特例事務法人 40法人

学生納付特例事務取扱教育施設 10施設

(令和3年3月31日現在)

県名	事務法人・教育施設名	学校名
富山県	学校法人 富山国際学園	・富山国際大学東黒牧キャンパス
		・富山国際大学呉羽キャンパス
石川県	金沢美術工芸大学	・富山短期大学
	学校法人 アリス国際学園	・専門学校アリス学園
	学校法人 金沢学院大学	・専門学校アリス学園 加賀分校
		・金沢学院大学
		・金沢学院短期大学
学校法人 金城学園	・金沢学院大学大学院	
公立大学法人 公立小松大学	・金城大学	
岐阜県	岐阜市立女子短期大学	・金城大学短期大学部
	情報科学芸術大学院大学	・公立小松大学
	木工芸術スクール	
	岐阜県立下呂看護専門学校	
	学校法人 神谷学園	・東海学院大学短期大学部
		・東海学院大学

県名	事務法人・教育施設名	学校名
	学校法人 華陽学園	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜女子大学 ・岐阜女子大学大学院
	社会福祉法人 新生会	<ul style="list-style-type: none"> ・サンビレッジ国際医療福祉専門学校
静岡県	学校法人 静岡県西部理容美容学園	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県西部理容美容専門学校
	東海アクシス看護専門学校	
	学校法人 森島学園	<ul style="list-style-type: none"> ・専門学校浜松医療学院 ・富士リハビリテーション専門学校
	学校法人 静岡自動車学園	<ul style="list-style-type: none"> ・専門学校静岡工科自動車大学校
	学校法人 興誠学園	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松学院大学 ・浜松学院大学短期大学部
	学校法人 国際ことば学院	<ul style="list-style-type: none"> ・国際ことば学院外国語専門学校 ・国際ことば学院日本語学校 ・富士山日本語学校
	学校法人 掛川学園	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡アルス美容専門学校
	学校法人 静岡県美容学園	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県美容専門学校
	学校法人 常葉大学	<ul style="list-style-type: none"> ・常葉大学（静岡草薙キャンパス／静岡瀬名キャンパス／静岡水落キャンパス／浜松キャンパス） ・常葉大学短期大学部（静岡草薙キャンパス／静岡瀬名キャンパス）
愛知県	学校法人 愛知学院	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知学院大学
	岡崎市立看護専門学校	
	学校法人 セムイ学園	<ul style="list-style-type: none"> ・東海医療科学専門学校 ・東海歯科医療専門学校 ・東海医療工学専門学校 ・東海医療福祉専門学校
	田原市立田原福祉専門学校	
	学校法人 中京法律学園	<ul style="list-style-type: none"> ・中京法律専門学校
	学校法人 電波学園	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知工科大学 ・愛知工科大学自動車短期大学
	公益財団法人 名古屋YWCA	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋YWCA学院日本語学校
	学校法人 名古屋電気学園	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知工業大学八草キャンパス

県名	事務法人・教育施設名	学校名
		<ul style="list-style-type: none"> ・愛知工業大学自由ヶ丘キャンパス ・愛知工業大学本山キャンパス ・愛知工業大学情報電子専門学校
	学校法人 名古屋大原学園	<ul style="list-style-type: none"> ・大原簿記情報医療専門学校 ・大原簿記情報医療専門学校静岡校 ・大原簿記情報医療専門学校浜松校 ・大原トラベル・ホテル・プライダル専門学校 ・大原トラベル・ホテル・プライダル専門学校静岡校 ・大原トラベル・ホテル・プライダル専門学校浜松校 ・大原法律公務員専門学校 ・大原法律公務員専門学校静岡校 ・大原法律公務員専門学校浜松校 ・大原簿記医療観光専門学校岐阜校 ・大原法律公務員専門学校岐阜校 ・大原公務員医療観光専門学校沼津校 ・大原介護福祉専門学校沼津校 ・大原簿記医療観光専門学校津校 ・大原法律公務員専門学校津校
	学校法人 瀬木学園	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知みずほ大学 ・愛知みずほ大学大学院 ・愛知みずほ大学短期大学部
	学校法人 神野学園	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜医療科学大学 ・中日本自動車短期大学 ・中日本航空専門学校
	公立大学法人 名古屋市立大学	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市立大学
	愛知県美容業生活衛生同業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・中部美容専門学校（名古屋校） ・中部美容専門学校（岡崎校）
	学校法人 前田学園	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知美容専門学校
	学校法人 名古屋文化学園	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋文化学園保育専門学校
	学校法人 さくら学園	<ul style="list-style-type: none"> ・慈恵福祉保育専門学校 ・慈恵歯科医療ファッション専門学校
	学校法人 滝川学園	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋文理大学短期大学部

県名	事務法人・教育施設名	学校名
	学校法人 吉田学園	・愛知総合看護福祉専門学校
	学校法人 藤田学園	・学校法人藤田学園 藤田医科大学
	医療法人 珪山会	・中部看護専門学校
	<u>学校法人 たちばな学園</u>	・ <u>理学・作業名古専門学校</u>
	<u>学校法人 さわらび学園</u>	・ <u>中部福祉保育医療専門学校</u>
三重県	三重県立公衆衛生学院	
	三重県立水産高等学校	
	学校法人 長谷川学園	・旭理容美容専門学校
	学校法人 鈴鹿医療科学大学	・鈴鹿医療科学大学千代崎キャンパス ・鈴鹿医療科学大学白子キャンパス
	学校法人 暁学園	・四日市大学
	公益社団法人 松阪地区医師会	・松阪看護専門学校

※ 下線・黒太字の法人は、令和2年度に学生納付特例事務法人の指定を行った法人です。

4. 国民年金等事務取扱交付金に関する業務について

(1) 概要

国民年金等事務取扱交付金は、国民年金法第86条により、市町村が「法定受託事務」（地方自治法に定める地方公共団体の事務）を行うにあたり必要とされた費用について国が交付するものと、法定受託事務以外に市町村が国民年金事務に係る「協力・連携」の事務を行うにあたり必要とされた経費について国が交付するものの2つに分けられています。

東海北陸厚生局では、国民年金等事務取扱交付金に係る次の業務を行っています。

- ① 市町村から提出される交付申請書及び報告書の内容審査及び厚生労働本省への提出
- ② 市町村から提出される「協力・連携計画書」の内容審査及び厚生労働本省への報告
- ③ 市町村国民年金事務担当職員を対象に説明会を実施

(2) 実績

国民年金等事務取扱交付金の交付実績は、次のとおりです。

(単位：円)

県名	市町村数	年度	法定受託事務	協力・連携	計
富山県	15	平成30年度	134,156,251	40,413,671	174,569,922
		令和元年度	127,304,909	26,348,597	153,653,506
		令和2年度	132,153,017	25,375,323	157,528,340
石川県	19	平成30年度	164,628,366	40,103,507	204,731,873
		令和元年度	151,850,596	34,179,228	186,029,824
		令和2年度	186,227,338	39,146,524	225,373,862
岐阜県	42	平成30年度	316,618,855	84,813,347	401,432,202
		令和元年度	291,122,044	67,424,704	358,546,748
		令和2年度	330,284,596	70,483,586	400,768,182
静岡県	35	平成30年度	562,070,691	141,863,330	703,934,021
		令和元年度	527,489,624	115,336,000	642,825,624
		令和2年度	657,742,153	154,634,448	812,376,601
愛知県	54	平成30年度	1,188,414,205	358,994,682	1,547,408,887
		令和元年度	1,119,024,325	229,110,698	1,348,135,023
		令和2年度	1,281,518,734	299,233,127	1,580,751,861

5. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に関する業務について

(1) 概要

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律により、市町村が「法定受託事務」（地方自治法に定める地方公共団体の事務）を行うにあたり必要とされた費用について国が交付するものと、法定受託事務以外に市町村が年金生活者支援給付金事務に係る「協力・連携」の事務を行うにあたり必要とされた経費について国が交付するものとの2つに分けられています。

東海北陸厚生局では、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に係る次の業務を行っています。

- ① 市町村から提出される交付申請書及び報告書の内容審査及び厚生労働本省への提出
- ② 市町村年金生活者支援給付金事務担当職員を対象に説明会を実施

(2) 実績

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の交付実績は、次のとおりです。

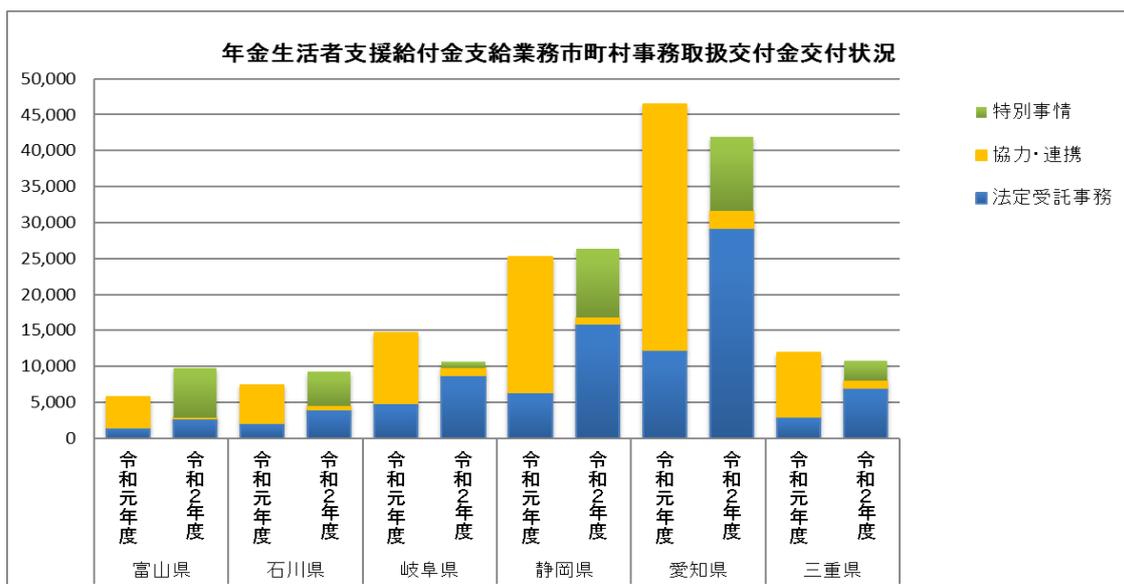
(単位：円)

県名	市町村数	年度	法定受託事務	協力・連携	特別事情※	計
富山県	15	令和元年度	1,504,668	4,222,200	—	5,726,868
		令和2年度	2,717,182	176,858	6,860,150	9,754,190
石川県	19	令和元年度	2,138,007	5,266,955	—	7,404,962
		令和2年度	4,045,453	459,901	4,757,000	9,262,354
岐阜県	42	令和元年度	4,810,629	9,818,497	—	14,629,126
		令和2年度	8,759,090	1,024,701	821,700	10,605,491
静岡県	35	令和元年度	6,362,115	18,902,938	—	25,265,053
		令和2年度	15,877,729	876,660	9,551,000	26,305,389
愛知県	54	令和元年度	12,338,805	34,086,780	—	46,425,585
		令和2年度	29,208,135	2,374,821	10,338,765	41,921,721
三重県	29	令和元年度	3,011,667	8,880,145	—	11,891,812
		令和2年度	7,031,097	935,837	2,866,000	10,832,934

県名	市町村数	年度	法定受託事務	協力・連携	特別事情※	計
管内計	194	令和元年度	30,165,891	81,177,515	—	111,343,406
		令和2年度	67,638,686	5,848,778	35,194,615	108,682,079

※ 「特別事情」は、「法定受託事務」「協力・連携」のいずれにも属さない費用であり、令和2年度においては、市町村におけるシステム改修に係る経費を交付。

(単位：千円)



6. 健康保険事務指定市町村交付金に関する業務について

(1) 概要

健康保険事務指定市町村交付金は、厚生労働大臣の指定を受けた市町村が日雇特例被保険者に対して日雇特例被保険者手帳の交付等の諸手続業務に要した事務経費を交付するものです。

東海北陸厚生局では、市町村より提出された健康保険事務指定市町村交付金申請書及び各種報告書の内容審査並びに厚生労働本省への提出に係る業務を行っています。

(2) 実績

健康保険事務指定市町村交付金の交付実績は、次のとおりです。

年 度	指定市町村数	申請市町村数	県 名	市町村名	取扱件数	交付金額 (単位：円)
平成30年度	1	1	愛知県	武豊町	14	1,206
令和元年度	1	1	愛知県	武豊町	23	1,998
令和2年度	1	1	愛知県	武豊町	18	1,563

7. 日本年金機構、市町村、関係機関等との連絡調整に関する業務について

(1) 概要

東海北陸厚生局では、政府管掌年金事業等の実施に関する関係団体との連絡調整を図る観点から、日本年金機構や地方公共団体、国土交通省地方整備局が主催する会議等へ参画しています。

(2) 実績

① 地域年金事業運営調整会議（令和2年度は書面開催）

※ 日本年金機構において、地域に根ざした公的年金制度の啓発、周知を目的として「地域における年金運営の展開に関する事業」の事業計画・推進に関する会議を開催。

② 日本年金機構大曽根地域代表年金事務所との打合せ会（年2回）

③ 県都市国民年金協議会等

- ・ 富山県都市国民年金事務研究協議会（令和2年度は書面開催）
- ・ 岐阜県都市国保・年金主管課長会議（令和2年度は書面開催）
- ・ 愛知県都市国民年金協議会研修会（令和2年度は書面開催）

※ 地方公共団体の都市間において、国民年金事業の共通する諸問題について、関係機関と連携し制度の円滑な運営を推進する会議等を開催。

④ 建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会

- ・ 建設業社会保険推進・処遇改善北陸地方連絡協議会（令和2年度は書面開催）
- ・ 建設業社会保険推進・処遇改善中部連絡協議会（令和2年度は書面開催）

※ 国土交通省地方整備局において、建設業の社会保険未加入対策に関する連絡協議会を開催。

年金審査課

1. 概要

年金に加入していた期間や保険料の納付など国が管理する年金記録が間違っていると思われる方は、年金記録の訂正請求を行うことができます。

東海北陸厚生局では、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に係る年金記録の訂正請求事案の調査や東海北陸地方年金記録訂正審議会への諮問、答申に関する事務のほか、東海北陸地方年金記録訂正審議会の運営に関することを行っています。

なお、年金記録の訂正請求の窓口は日本年金機構の年金事務所となっており、ご不明な点等への問い合わせの対応は、最寄りの年金事務所（次頁参照）で行っていません。

（一〇メモ）～記録訂正の決定手続について～

年金記録の訂正請求があった事案について東海北陸厚生局長が記録訂正・不訂正の決定を行うに当たり、決定の公平性・透明性や信頼性を確保するため、民間有識者からなる審議会の審議結果に基づいて行う仕組みになっています。

2. 実績

（1）訂正請求受付状況 （単位：件）

国民年金	35
厚生年金保険	450
計	485

（2）処理状況 （単位：件）

	処理件数						
		厚生局処理				日本年金機構で記録訂正	取下げ等
			訂正決定	不訂正決定	請求却下		
国民年金	34	31	3	28	0	1	2
厚生年金保険	458	89	49	40	0	348	21
合計	492	120	52	68	0	349	23

東海北陸厚生局管内の日本年金機構の年金事務所一覧

県名	年金事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
富山県	富山	〒930-8571	富山市牛島新町 7-1	076-441-3926
	高岡	〒933-8585	高岡市中川園町 11-20	0766-21-4180
	魚津	〒937-8503	魚津市本江 1683-7	0765-24-5153
	砺波	〒939-1397	砺波市豊町 2-2-12	0763-33-1725
石川県	金沢南	〒921-8516	金沢市泉が丘 2-1-18	076-245-2311
	金沢北	〒920-8691	金沢市三社町 1-43	076-233-2021
	小松	〒923-8585	小松市小馬出町 3-1	0761-24-1791
	七尾	〒926-8511	七尾市藤橋町西部 22-3	0767-53-6511
岐阜県	岐阜北	〒502-8502	岐阜市大福町 3-10-1	058-294-6364
	岐阜南	〒500-8381	岐阜市市橋 2-1-15	058-273-6161
	多治見	〒507-8709	多治見市小田町 4-8-3	0572-22-0255
	大垣	〒503-8555	大垣市八島町 114-2	0584-78-5166
	美濃加茂	〒505-8601	美濃加茂市太田町 2910-9	0574-25-8181
	高山	〒506-8501	高山市花岡町 3-6-12	0577-32-6111
静岡県	静岡	〒422-8668	静岡市駿河区中田 2-7-5	054-203-3707
	清水	〒424-8691	静岡市清水区巴町 4-1	054-353-2233
	浜松東	〒435-0013	浜松市東区天龍川町 188	053-421-0192
	浜松西	〒432-8015	浜松市中区高町 302-1	053-456-8511
	沼津	〒410-0032	沼津市日の出町 1-40	055-921-2201
	三島	〒411-8660	三島市寿町 9-44	055-973-1166
	島田	〒427-8666	島田市柳町 1-1	0547-36-2211
	掛川	〒436-8653	掛川市久保 1-19-8	0537-21-5524
	富士	〒416-8654	富士市横割 3-5-33	0545-61-1900

県名	年金事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
愛知県	大 曾 根	〒461-8685	名古屋市東区東大曾根町 28-1	052-935-3344
	中 村	〒453-8653	名古屋市中村区太閤 1-19-46	052-453-7200
	鶴 舞	〒460-0014	名古屋市中区富士見町 2-13	052-323-2553
	熱 田	〒456-8567	名古屋市熱田区伝馬 2-3-19	052-671-7263
	笠 寺	〒457-8605	名古屋市南区柵下町 3-21	052-822-2512
	昭 和	〒466-8567	名古屋市昭和区桜山町 5-99-6 桜山駅前ビル	052-853-1463
	名古屋西	〒451-8558	名古屋市西区城西 1-6-16	052-524-6855
	名古屋北	〒462-8666	名古屋市北区清水 5-6-25	052-912-1213
	豊 橋	〒441-8603	豊橋市菰口町 3-96	0532-33-4111
	岡 崎	〒444-8607	岡崎市朝日町 3-9	0564-23-2637
	一 宮	〒491-8503	一宮市新生 4-7-13	0586-45-1418
	瀬 戸	〒489-8686	瀬戸市共栄通 4-6	0561-83-2412
	半 田	〒475-8601	半田市西新町 1-1	0569-21-2375
	豊 川	〒442-8605	豊川市金屋町 32	0533-89-4042
	刈 谷	〒448-8662	刈谷市寿町 1-401	0566-21-2110
豊 田	〒471-8602	豊田市神明町 3-33-2	0565-33-1123	
三重県	津	〒514-8522	津市桜橋 3-446-33	059-228-9112
	四 日 市	〒510-8543	四日市市十七軒町 17-23	059-353-5515
	松 阪	〒515-8973	松阪市宮町 17-3	0598-51-5115
	伊 勢	〒516-8522	伊勢市宮後 3-5-33	0596-27-3601
	尾 鷲	〒519-3692	尾鷲市林町 2-23	0597-22-2340

※ 岐阜南年金事務所、清水年金事務所、名古屋北年金事務所の厚生年金保険の適用及び徴収担当課は、岐阜北年金事務所、静岡年金事務所、大曾根年金事務所にそれぞれ集約されています。

社会保険審査官

1. 概要

社会保険審査官は、「社会保険審査官及び社会保険審査会法」に基づき設置され、厚生労働大臣から任命された独立した機関（全国103名）として、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が決定した処分に対する審査請求の事件について、審理を行っています。

- ・被保険者資格に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理
- ・標準報酬に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理
- ・保険給付に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理
- ・国民年金の保険料に関する処分、その他国民年金法の規定による徴収金に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理

2. 実績

(1) 審査請求取扱状況

(単位：件)

受付 (※)	1,010
取下 (受付後に審査請求人から取下申出があった件数)	71
移送 (受付後に管轄外であることが判明し管轄する審査官へ送付した件数)	10
決定 (審査官が決定した件数。内訳は「決定状況」のとおり)	682

(※) 受付件数のうち、前年度からの繰り越し分は299件です。

(2) 決定状況

(単位：件)

	容認	棄却	却下	計
健康保険	17	164	2	183
船員保険	0	0	0	0
厚生年金	2	234	2	238
国民年金	2	248	11	261
合計	21	646	15	682

(一〇メモ) ～容認・棄却・却下～

【容認】受理した審査請求について内容を審理した結果、請求理由を認め、原処分を取り消したものです。

【棄却】受理した審査請求について内容を審理した結果、請求について、その理由がないとして、請求をしりぞけたものです。

【却下】期限を過ぎてからの審査請求や保険者の決定が行われていないなど、審査請求に関する条件を満たしていないため、審査請求について内容を審理するに至らなかったものです。

健康福祉課

健康福祉課は、各種補助金等の交付に関する業務、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱等に関する業務、各種養成施設の指定及び指導調査、経営力向上計画に関する業務等を行っています。

1. 生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等について

(1) 概要

生活保護法に基づき困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者に対し、国の責任において医療などの給付を行う医療機関等（病院、診療所、薬局、介護老人福祉施設など）を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定しています。

東海北陸厚生局では、上記のうち管内6県に所在する国が開設する医療機関等の指定や変更届の受理などを行っています。

(一〇メモ) ～公費負担医療～

公衆衛生や社会福祉の観点から国などが特定の対象者に対して、公費によって医療に関する給付を行う制度をいいます。

(各年度3月31日現在)

指定医療機関数		
平成30年度	令和元年度	令和2年度
37	37	37

※ 国の開設する介護機関（介護老人福祉施設など）の指定はありません。

(2) 実績

(単位：件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生活保護指定医療機関			
新規指定	0	0	0
指定の更新	8	0	0
指定の取消	0	0	0
変更届等の受理	9	10	16
指定辞退の申出の受理	0	0	0
計	17	10	16

2. 各種補助金等の交付等について

2-1 施設整備等に係る補助金、交付金の交付

(1) 概要

平成16年度から施設・設備整備に係る補助金などの交付業務を行っており、管内各県等から提出された交付申請書や実績報告書を審査の上、交付額の決定、精算額の確定などを行っています。

(2) 実績

補助金等名	交付目的	令和2年度 交付件数及び交付額
保健衛生施設等施設整備費等国庫補助金	保健衛生施設等の施設及び設備の整備に必要な経費の一部を補助することにより、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与する。 (新型コロナウイルス対策含む) (※) 法令根拠：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条及び第19条の10、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条	【施設整備】 交付件数 14 件 交 付 額 202,896 千円
		【設備整備】 交付件数 42 件 交 付 額 191,304 千円

補助金等名	交 付 目 的	令和2年度 交付件数及び交付額
地域介護・福祉空間 整備等施設整備交付 金	市町村が作成した整備計画に基づ く事業の実施に必要な経費の一部 を交付することにより、地域におけ る高齢者の生きがい活動や地域貢 献等を支援する施設及び設備等の 整備を推進する。 (※) 法令根拠：介護保険法等	交付件数 233 件 交 付 額 1,252,886 千円
次世代育成支援対策 施設整備費交付金	児童福祉施設等の施設の整備に対 して、その経費の一部を交付するこ とにより、次世代育成支援対策を推 進する。 (※) 法令根拠：次世代育成支援対 策推進法第11条	交付件数 44 件 交 付 額 1,218,002 千円
保育所等整備交付金	市町村が作成した保育所等の整備 計画に基づく事業の実施に必要な 経費の一部を交付することにより、 保育所待機児童の解消を推進す る。 (※) 法令根拠：児童福祉法（昭和 22年法律第164号）第56条 の4の3	交付件数 173 件 交 付 額 9,913,408 千円
社会福祉施設等施設 整備費国庫補助金	社会福祉法人等が整備する障害福 祉サービス事業所等の整備に対し て、その費用の一部を補助すること により、施設入所者等の福祉の向上 を図る。 (※) 法令根拠：福祉各法	交付件数 131 件 交 付 額 3,457,108 千円

2-2 義務的経費に係る補助金等の交付

(1) 概要

平成15年度から義務的経費に係る補助金などの交付業務を行っており、管内各県等から提出された交付申請書や実績報告書を審査の上、交付額の決定、精算額の確定などを行っています。

(一〇メモ) ～義務的経費～

国又は地方自治体の歳出のうち、支出することが制度的に法令で義務づけられている経費のことをいいます。

(2) 実績

補助金等名	交付目的	令和2年度 交付先及び交付額
結核医療費国庫負担金	<p>県、指定都市、中核市及び保健所を設置する市が行う結核による入院患者の医療に要する費用等の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第61条</p>	<p>交付先 6県10市</p> <p>交付額 240,401千円</p>
結核医療費国庫補助金	<p>県、指定都市、中核市及び保健所を設置する市が行う結核による一般患者の医療に要する費用等の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条第1項</p>	<p>交付先 6県10市</p> <p>交付額 24,407千円</p>

補助金等名	交付目的	令和2年度 交付先及び交付額
原爆被爆者手当交付金	<p>県が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当を支給する事業に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持増進を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条第3項</p>	<p>交付先 6 県</p> <p>交付額 1,276,971 千円</p>
原爆被爆者葬祭料交付金	<p>県が行う原爆被爆者葬祭料を支給する事業に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげる。</p> <p>(※) 法令根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条第3項</p>	<p>交付先 6 県</p> <p>交付額 50,404 千円</p>
原爆被爆者健康診断費交付金	<p>県が行う原爆被爆者の健康診断に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条第2項</p>	<p>交付先 6 県</p> <p>交付額 21,559 千円</p>

補助金等名	交 付 目 的	令和 2 年度 交付先及び交付額
児童扶養手当給付費国庫負担金	<p>県又は市町村が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童福祉の増進を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：児童扶養手当法第21条</p>	<p>交付先 6 県 118 市町</p> <p>交付額 17,111,439 千円</p>
特別児童扶養手当事務取扱交付金	<p>県又は市町村が行う特別児童扶養手当の支給に係る事務処理に必要な費用の全部を交付することにより、当該制度の円滑な運営を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条</p>	<p>交付先 6 県 194 市町</p> <p>交付額 136,040 千円</p>
特別障害者手当等給付費国庫負担金	<p>県又は市町村が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：特別児童扶養手当等の支給に関する法律第25条</p>	<p>交付先 6 県 118 市町</p> <p>交付額 5,176,706 千円</p>
婦人保護費国庫負担金・補助金	<p>県が行う婦人相談所での一時保護、移送及び婦人保護施設で収容保護等の事業に対して、その費用の一部を負担（補助）することにより、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図るとともに、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：売春防止法第40条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条</p>	<p>交付先 6 県</p> <p>交付額</p> <p>【負担金】 85,626 千円</p> <p>【補助金】 161,906 千円</p>

補助金等名	交 付 目 的	令和 2 年度 交付先及び交付額
児童入所施設措置費等 国庫負担金	<p>県又は市町村が行う児童等の入所後の保護又は委託後の養育に対して、その費用の一部を負担することにより、施設等への入所又は委託、助産の実施及び施設等の最低基準の維持を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：児童福祉法第53条</p>	<p>交付先 6 県 98 市町</p> <p>交付額</p> <p>【保護費負担金】</p> <p> 13,772,218 千円</p> <p>【保護医療費負担金】</p> <p> 386,947 千円</p>

2-3 災害復旧費国庫補助金

(1) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

ア. 概要

社会福祉施設等が、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた場合における当該施設の災害復旧事業に対して、その費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の確保を図っています。

イ. 実績

令和2年度は、実績はありませんでした。

(2) 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

ア. 概要

保健衛生施設等が、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた場合における当該施設の災害復旧事業に対して、その費用の一部を補助することにより、公衆衛生の確保を図っています。

イ. 実績

令和2年度は、実績はありませんでした。

2-4 財産処分に関する業務

(1) 概要

補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合（※）は、厚生労働大臣等の承認が必要となります。

（※）補助金等の交付の目的に反して使用する、譲渡する、交換する、貸し付ける、担保に供する、取り壊すことなどをいいます。

東海北陸厚生局では、平成16年度から、国庫補助金を受けた社会福祉施設や保健衛生施設がその財産を処分する際の承認や、処分に係る報告書の受理などを行っています。

(2) 実績

(単位：件)

区分	処理件数		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
転用	57	42	65
譲渡	41	9	22
貸付	11	14	30
担保	2	3	3
取壊し・廃棄	30	20	44
計	141	88	164

3. 三種病原体等の所持又は輸入の届出等について

3-1 三種病原体等の所持又は輸入の届出

(1) 概要

病原体等が生物テロに使用された場合の国民への生命や健康に与える影響などを踏まえて、それらを所持する場合や輸入する場合には、届出を行うとともに適正に管理することとされています。

東海北陸厚生局では、管内6県に所在する三種病原体等の所持者や輸入者から、その所持や輸入の届出、変更の届出の受理に関する業務を行っています。

(※) 根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(一口メモ) ～病原体等～

病原体等とは、感染症の病原体のほかに毒素（感染症の病原体によってつくられる物質であって、人の体内に入った場合に、人を発病させ、又は死亡させるものをいいます。）のことをいいます。病原体や細菌の病原性、国民の生命及び健康に対する影響に応じて、一種病原体等から四種病原体等まで特定病原体等として分類されています。

(2) 実績

(単位：件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
所持又は輸入の届出の受理	1	1	3
所持又は輸入の変更届出の受理	6	3	10
不所持届の受理	1	1	3
計	8	5	16

3-2 検査

(1) 概要

特定病原体等を所持する場合には、その区分に応じて施設、保管、使用、運搬、滅菌などに関する基準の遵守が定められています。

東海北陸厚生局では、管内6県に所在する三種病原体等の所持者を対象に、三種病原体等の取扱いや施設の基準の遵守状況を確認するため、適宜、立入検査を行っています。

また、立入施設が四種病原体等を併せて所持している場合は、その所持状況についても検査を行っています。

(※) 根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(2) 実績

ア. 検査の実績

(単位：件)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
3	6	4

イ. 令和 2 年度の主な指導事項及び件数

指導事項	内容	件数
設 備	・法令で定めている基準を担保できる点検を行うこと。	1
帳 簿	・三種病原体等の使用、保管、滅菌等に係る帳簿を整備し適切に記録を残すこと。	6

4. 民生委員及び児童委員の委嘱、解嘱、表彰等について

(1) 概要

民生委員や児童委員は、県知事（指定都市、中核市の長を含みます。以下、「県知事等」といいます。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱しています。

また、児童委員の中から、県知事等の推薦によって厚生労働大臣が主任児童委員を指名しています。

さらに、多年にわたり社会福祉の増進に貢献された民生委員や児童委員に対し、厚生労働大臣から感謝状の授与や表彰が行われます。

東海北陸厚生局では、管内6県に係る民生委員や児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名や厚生労働大臣感謝状などの授与の業務を行っています。

(※) 根拠法令：民生委員法、児童福祉法

(一〇メモ) ～民生委員・児童委員・主任児童委員～

民生委員・児童委員とは、地域住民の立場に立って相談や援助を行うとともに、福祉事務所などの関係行政機関に対する協力や民間の篤志奉仕者として自主的な民間福祉活動に従事する方々です。また、民生委員は、児童委員を兼務しています。

児童委員のうち主任児童委員は、児童相談所などの関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員や児童委員の任期は3年とされており、3年ごとに一斉改選が行われます。直近では、令和元年に一斉改選が行われ、その任期は令和4年11月30日までとなっています。

(2) 実績

(単位：人、団体)

区分	事務処理件数		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
民生委員・児童委員の委嘱	618	33,206	631
民生委員・児童委員の解嘱	608	419	558
主任児童委員の指名	55	3,311	48
主任児童委員の解除	3	4	3
厚生労働大臣感謝状の授与	190	7,831	193
厚生労働大臣表彰状の授与	65	737	68

○ 民生委員・児童委員数

各年度 4 月 1 日現在（単位：人）

県名	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	民生委員・児童委員数	左のうち、主任児童委員数	民生委員・児童委員数	左のうち、主任児童委員数	民生委員・児童委員数	左のうち、主任児童委員数
富山県	2,539	271	2,539	271	2,559	271
石川県	3,109	315	3,110	315	3,137	315
岐阜県	4,471	499	4,478	500	4,510	504
静岡県	6,779	565	6,795	564	6,788	564
愛知県	11,737	1,290	11,734	1,288	11,795	1,291
三重県	4,105	340	4,086	339	4,076	341
合計	32,740	3,280	32,742	3,277	32,865	3,286

5. 児童扶養手当支給事務指導監査について

(1) 概要

各県・市が行う児童扶養手当支給に関する事務の円滑な実施の確保を図ることを目的として児童扶養手当の支給事務に関する指導監査を実施しています。

東海北陸厚生局では、各県は 3 年に 1 回程度、市及び福祉事務所を設置する町村は 6 年に 1 回程度の頻度により監査を行っています。

(※) 根拠法令：地方自治法第 245 条の 4

(一) メモ ～児童扶養手当～

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

(2) 実績

ア. 監査の実績

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
12 市	5 県 9 市	6 市 1 町

イ. 令和2年度の主な指導事項及び件数

指 摘 事 項	文書指摘 件 数	口頭指摘 件 数	計
主管課の業務体制の状況	0	0	0
規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、 整理及び保管状況	0	3	3
認定請求書受理の状況	1	2	3
認定請求書の審査及び決定の状況	2	3	5
現況届の処理状況	2	5	7
受給資格喪失者に係る事務処理状況	0	1	1
その他	0	2	2
合 計	5	16	21

6. 保護施設に対する指導監査について

(1) 概要

保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、保護施設に対する指導監査や、地方自治体が行う保護施設に対する指導監査の実施状況に対する技術的助言を実施しています。

東海北陸厚生局では、管内の県及び指定都市、中核市が設置する保護施設（5施設）を対象として、概ね3年に1回の頻度で実地による監査を行っています。

(※) 根拠法令：生活保護法第23条第1項、地方自治法第245条の4

(一〇メモ) ～保護施設～

保護施設とは、生活保護法第38条の規定に基づく、「救護施設」、「更生施設」、「授産施設」、「宿所提供施設」のことをいいます。

(2) 実績

ア. 監査の実績

(単位：施設)

平成30年度	令和元年度	令和2年度
2	0	0

イ. 令和 2 年度の主な指摘事項及び件数

※ 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため監査を実施しておりません。

7. 生活保護法施行事務監査について

(1) 概要

生活保護制度における他法他施策の優先原理の徹底を図ること等を目的として、生活保護法施行事務に関する監査を行っています。

東海北陸厚生局では、管内の県及び指定都市、中核市を対象に自立支援医療（更生医療）の優先適用や向精神薬における重複処方状況に関する監査を実施しています。

（一口メモ）～生活保護制度における他法他施策の優先～

生活保護制度の目的は、資産、能力などのすべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施することです。このため、年金や手当など他の制度で給付を受けることができる制度がある場合（自立支援医療（更生医療）など）は、生活保護法による保護に優先しその制度を活用しなければなりません。

(2) 実績

ア. 監査時の確認件数

(単位：件)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
向精神薬における 重複処方の確認件数	339	295	314

イ. 被保護者に対して自立支援医療（更生医療）が適用されていない主な理由

- 被保護者が更生医療指定病院以外の医療機関を受診していたため。
- 被保護者が更生医療指定病院から緊急搬送された医療機関への指定換えをしなかったため。
- 被保護者が更生医療の申請手続き中であったため。
- 更生医療の認定を受けているにもかかわらず、被保護者が医療機関に更生医療受給者証を提示していなかったため。

ウ. 被保護者に対して向精神薬が重複して処方されていた理由

- 被保護者が異なる疾病で複数の医療機関を受診し、同一効能の向精神薬を処方されていたため。
- 従来受診している医療機関から向精神薬を処方されていた被保護者が、緊急的に受診した医療機関から向精神薬を処方されたため。

8. 生活保護法の指定医療機関に対する指導検査について

(1) 概要

平成26年7月の改正生活保護法の施行に伴い、生活保護法に基づき指定された医療機関に対して、国（地方厚生局）と地方自治体による共同指導検査の実施が可能となりました。

東海北陸厚生局では、平成26年度から生活保護法指定医療機関において診療方針及び診療報酬の請求等を適正に行えるように、管内地方自治体と共同して個別指導を実施しています。

(2) 実績

(単位：件)

平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	1	0

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため検査を実施していません。

(一) メモ ～生活保護法に基づく指定医療機関～

生活保護法の指定医療機関とは、生活保護法第49条に基づき、厚生労働大臣（国が開設した病院若しくは診療所又は薬局等）、都道府県知事（その他の病院若しくは診療所又は薬局等）が生活保護法に基づく医療を担当させるために指定した医療機関のことをいいます。

9. 障害者自立支援等業務に関する実地指導について

(1) 概要

障害者自立支援等業務の円滑かつ適正な実施を図るため、県が行う障害福祉サービス事業者などの指定事務や指導監査、市町村に対する指導などの状況について、実地により聴取し、助言などを行っています。

(※) 根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律2条第3項
地方自治法第245条の4

(一〇メモ) ～障害者自立支援等業務～

障害者自立支援等業務とは、

- ・介護給付費（ホームヘルプサービス、ショートステイ、入所施設等）、訓練等給付費（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費、補装具及び障害児通所給費等の支給決定業務
- ・移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援など市町村又は都道府県が行う障害者などへの自立支援に関する業務を行います。

(2) 実績

ア. 実施件数

(単位：県・市)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計	5	6	0

イ. 令和2年度の主な指導事項及び件数

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため実地指導を実施していません。

10. 障害福祉サービス事業者等に対する業務管理体制整備の届出内容の確認（一般検査）業務について

（1）概要

障害福祉サービス事業者等は、法令遵守のための業務管理体制を整備すること及びそれに関する事項を記載した届出書を関係行政機関（国、都道府県、市町村）に届け出ることが義務付けられています。

平成29年度から国に届出のあった東海北陸管内の事業者を対象に、業務管理体制の整備・運用状況を確認するための検査を定期的実施しています。（一般検査）

また、都道府県知事からの要請を受けて業務管理体制の整備等についての検査を実施しています。（特別検査）

（※）根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法

○届出書の内容

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名 // 主たる事業所の所在地 // 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令順守責任者」の氏名・生年月日
事業所等の数が <u>20</u> 以上の事業者等	上記に加え「法令順守規程」の概要
事業所等の数が <u>100</u> 以上の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

○届出書の届け先

	事業所の区分	届出先	備考
①	指定事業所等が <u>2</u> 以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省	厚生労働本省 障害保健福祉部監査指導室
②	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業者が同一市町村内に所在する事業者等	市町村	
③	全ての事業者等が同一指定都市（※）内に所在する事業者等	指定都市（※）	※ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含みます。
④	①～③以外の事業者等	都道府県	

(2) 検査実績

① 一般検査

(単位：件)

平成30年度	令和元年度	令和2年度
3	3	0

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため検査を実施しておりません。

② 特別検査

平成30年度	令和元年度	令和2年度
0	3	0

11. 各種養成施設の指定又は認定及び監督について

(1) 概要

各種養成施設の指定又は認定、養成施設の指定内容の変更に伴う審査、社会福祉士に係る「社会福祉に関する科目を定める省令」第5条第1項に基づく実習演習科目の確認（以下、「科目確認大学等」といいます。）等の業務を行っています。

なお、各種養成施設は、あん摩マッサージ指圧師等養成施設、栄養士養成施設、管理栄養士養成施設、社会福祉士学校、介護福祉士学校、精神保健福祉士学校です。

また、養成施設の設置計画や変更に係る事前相談に対する指導、養成施設の年次報告の受理を行っています。加えて、指導調査により、授業の実施状況や施設設備の整備状況等の法令等の遵守状況の確認も行っています。

(2) 対象

(令和3年3月31日現在)

区 分	施設数	課程数
あん摩マッサージ指圧師等養成施設	3	4
栄養士養成施設	16	18
管理栄養士養成施設	19	19
社会福祉士学校（※1）	0	0
介護福祉士学校（※1）	34	38
精神保健福祉士学校（※1）	0	0
科目確認大学等（※2）	26	36
合 計	98	115

（※1） 大学等文部科学省と共管の施設に限ります。

(※2) 科目確認大学等とは、指定科目のうちの実習演習科目が、文部科学省・厚生労働省令に定める要件に適合していることについて、文部科学大臣及び厚生労働大臣に事前に確認を受けた大学になります。指定科目とは省令で定める社会福祉に関する科目のことであり、この指定科目を修めて卒業した者は社会福祉士国家試験の受験資格を得ることができます。

(3) 実績

令和2年度における養成施設の指定等に関する業務については、次のとおりです。

また、指導調査に関しては、令和2年度養成施設等指導調査の基本方針に基づき実施するとともに、職種別に根拠法令等を明記した「自己点検表」を東海北陸厚生局のホームページに掲載のうえ、その利用を推奨しています。

(http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/bu_ka/shido_yosei/jikotenken.html)

ア. 養成施設の指定等の実績

資格	養成施設の指定	実習演習科目の確認	指定内容変更の承認	指定の取消	指定内容変更届の受理	年次報告書の受理	指導調査
あん摩マッサージ指圧師等養成施設	0	0	0	0	0	4	0
栄養士養成施設	0	0	3	1	4	19	1
管理栄養士養成施設	0	0	0	0	3	19	1
社会福祉士学校	0	0	0	0	0	0	0
介護福祉士学校	0	0	2	0	62	38	6
精神保健福祉士学校	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	5	1	69	80	8
科目確認大学等	0	0	0	1	84	0	0
合計	0	0	5	2	153	80	8

イ. 令和2年度の指導事項及び件数

指 摘 事 項	文書指摘 件 数	口頭指摘 件 数	計
学則の記載内容が不明瞭、記載不備など	0	1	1
入学定員の超過、入学資格確認の書類不備など	0	1	1
専任教員の未配置、無資格教員による授業など	1	2	3
学則に定めた授業時間数の不足など	0	2	2
設備、備品等の整備状況の不備など	0	1	1
記録文書の整備状況の不備など	2	14	16
変更承認又は届出の未提出など	0	0	0
合 計	3	21	24

12. 介護技術講習制度に係る講習会の届出審査について

(1) 概要

「介護技術講習会」（介護福祉士養成施設等の設置者が実施）を受講することで、介護福祉士国家試験の実技試験を免除するものであり、実施者からの届出書を受理し、審査を行っています。（大学等文部科学省と共管の施設に限ります。）

(2) 実績

令和2年度は、1法人により1回の講習が実施されました。

13. 経営力向上計画に関する業務について

(1) 概要

「経営力向上計画」とは、人材育成や財務内容の分析、マーケティングの実施、ITの利活用、生産性向上のための設備投資等、自社の経営力を向上するための計画で、経営力向上計画の認定を受けた事業者は、税制や金融の支援等の措置を受けることができます。

地方厚生局においては、厚生労働省が所管する事業のうち、介護分野、医療分野及び食品分野等を所管し、平成30年4月から経営力向上の認定や調査等を行っています。

なお、申請書の受付や認定等については各厚生局で行い、内容確認及び審査事務については、関東信越厚生局で一括して行っていたところですが、平成30年12月受付分から東海北陸厚生局分は直接に内容確認及び審査事務を行っています。

(2) 実績（認定件数及び業種）

（単位：件）

業種 年度	医療・ 福祉	サービス	製造	卸売・ 小売	教育	宿泊・ 飲食	生活関連	合 計
令和2年度	130	1	37	47	0	100	28	343

14. その他の業務について

その他、クリーニング師試験の学力認定に関する業務、クリーニング師試験の指定試験機関の指定等に関する業務、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律や資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく報告徴収や立入検査に関する業務、特定感染症指定医療機関に係る監督に関する業務、中小企業の新たな事業活動の促進に関する業務を行っています。

なお、東海北陸厚生局におけるこれらの業務に関する令和2年度の実績はありません。

医事課

医事課は、医師・歯科医師の臨床研修に関する業務、心神喪失者等医療観察法による入院又は通院決定の執行、指定医療機関の指定及び指導等、医療安全に関する取り組みの普及啓発、再生医療等安全性確保法に基づく届出受理、臨床研究法に係る特定臨床研究の届出受理、看護師の特定行為研修を行う機関の指定業務、地域医療構想や災害時の医療体制に関する自治体支援等を行っています。

1. 医師の臨床研修について

(1) 概要

ア. 東海北陸厚生局管内の臨床研修病院の指定状況

臨床研修指定病院数（基幹型）

令和元年度	令和2年度	増減
148病院	148病院	新規指定 〇病院 指定辞退 〇病院

※ 令和2年度から臨床研修病院の研修プログラム等の審査業務は厚生局から都道府県に移譲されています。

イ. 臨床研修修了者の登録に係る事務

臨床研修修了者からの医籍登録申請の受付、内容審査、厚生労働本省への進達及び臨床研修修了登録証の交付を行っています。

○令和2年度：1, 275件

○令和元年度：1, 155件

ウ. 適正な研修の実施体制の確保と質の向上のための支援・フォローアップ

(ア) 指導医講習会等において、医師臨床研修制度について説明を行い、臨床研修を実施する病院・施設における適切な指導体制の確保や適正な研修の実施のための支援を行っています。

○指導医講習会への講師派遣：令和2年度（2回）

○指導医講習会への講師派遣：令和元年度（5回）

○へき地医療臨床研修システムプログラム評価会議出席：令和2年度（1回）

(イ) 相談対応

医師臨床研修制度の解釈や審査に関する都道府県担当者からの照会や研修プログラム、処遇等に関する研修医及び研修施設からの相談に対し、適宜対応しています。

エ. 臨床研修費等補助金（医師）の執行事務

臨床研修費等補助金は、臨床研修を実施するための指導体制や環境を整えるための経費です。臨床研修病院及び大学附属病院からの補助金交付申請を受け付けて交付額を決定しています。

なお、国が開設する病院は補助対象とはなりません。

○令和2年度交付申請：143件 1,517,731千円

○令和元年度確定：146件 1,495,165千円

オ. 関係機関等に対する医師臨床研修制度の普及啓発、指導・助言等

医師臨床研修制度に関する普及啓発や運用に関する指導・助言等を大学、病院、自治体をはじめとして、地域の関係団体等に対して行っています。

(ア) 「東海北陸地区臨床研修病院合同説明会」

医学部学生が臨床研修に必要な情報収集を可能し、当管内での臨床研修の実施を促進するため、令和元年度には医学部学生に対して管内の臨床研修病院が自院の研修プログラムや病院の特徴を説明する「東海北陸地区臨床研修病院合同説明会」を開催しています。（令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しました）

（参考：令和元年度開催）

○日 時：令和元年5月5日（日）10時～16時

○会 場：名古屋市中企業振興会館（吹上ホール）

○主 催：東海北陸地区臨床研修病院合同説明会実行委員会

○参加病院数： 96病院

○参加医学生数：806名

（一〇メモ）～臨床研修～

平成16年4月以降に医師免許を取得し、診療に従事しようとする医師は2年以上の臨床研修を受けることが、医師法により義務付けられています。

「臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷または疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身につけることのできるものでなければならない。」との基本理念のもと、大学病院若しくは厚生労働大臣が指定した臨床研修病院が作成する研修プログラムに基づき研修が実施されます。

制度改正により、令和2年度から臨床研修病院の指定や研修プログラムの審査、募集定員数の決定は都道府県知事に権限が委譲され、各地域の実情に合った研修が実施できるようになりました。

2. 歯科医師の臨床研修について

(1) 概要

ア. 歯科医師臨床研修施設の研修プログラム等の審査

(ア) 歯科医師臨床研修施設指定申請に伴う研修プログラム等の審査

新規に臨床研修施設の指定を受けようとする施設の研修プログラム及び臨床研修施設群、研修歯科医の処遇等の内容の審査を行っています。

東海北陸厚生局管内の臨床研修施設の指定状況は、次のとおりです。

○歯科医師臨床研修指定施設数（単独・管理型）

令和元年度	令和2年度	増減
57施設	64施設	新規指定 7施設 指定辞退 0施設

(イ) 既指定施設の研修プログラム変更・新設に係る届出の受理

令和2年度には、歯科医師臨床研修施設の研修プログラム変更・新設に関する10件の届出を受理し、内容の審査を行いました。

イ. 歯科医師臨床研修修了者の登録に係る事務

歯科医師臨床研修修了者からの歯科医籍登録申請の受付、内容審査、厚生労働本省への進達及び歯科医師臨床研修修了登録証の交付を行っています。

○令和2年度：205件

○令和元年度：238件

ウ. 相談対応

研修プログラム、処遇等に関する研修歯科医及び臨床研修施設からの相談に対し、適宜対応しています。

(一〇メモ) ～歯科医師臨床研修～

平成18年4月以降に歯科医師免許を取得し、診療に従事しようとする歯科医師は1年以上の臨床研修を受けることが、歯科医師法により義務付けられています。

「臨床研修は、歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。」との基本理念のもと、大学病院若しくは厚生労働大臣が指定した臨床研修施設が作成する研修プログラムに基づき研修が実施されます。

令和2年度末に制度改正が行われ、臨床研修の到達目標が大きく見直されました。これまで以上に地域医療や地域包括ケアシステムにおける多職種連携への対応、多様なニーズに対応できることを目標に組み込んでおり、新たな到達目標に沿った研修プログラムは令和4年度から実施されます。

3. 医師確保について

(1) 概要

政府・与党において平成19年5月31日に「緊急医師確保対策について」、地域医療に関する関係省庁連絡会議において平成19年8月31日に「新医師確保総合対策」が取りまとめられました。また、平成27年12月から厚生労働省が設置した「医療従事者の需給に関する検討会・医師需給分科会」において医師数及び医学部定員、医師偏在対策や医師の働き方改革に関して検討され、平成30年7月に「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が成立しました。

医師少数区域等における医師確保促進のため、医師少数区域等に一定期間勤務し、当該地域での医療の提供のために必要な業務を行った医師を厚生労働大臣が認定する制度が施行されました。

東海北陸厚生局では、上記の認定に係る業務を令和2年4月1日から行っております。

(2) 実績

令和2年度：申請件数は0件

(一〇メモ) ～医師少数区域等で勤務した医師を認定する制度～

医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等に一定期間勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供のために必要な業務を行った者を厚生労働大臣が認定します。

<認定のために必要な業務>

- (1) 個々の患者の生活背景を考慮し、幅広い病態に対応する継続的な診療や保健指導（患者の専門的な医療機関への受診の必要性の判断を含む。）
 - 地域の患者への継続的な診療
 - 診療時間外の患者の急変時の対応
 - 在宅医療
- (2) 他の医療機関や、介護・福祉事業者等との連携
 - 地域ケア会議や退院カンファレンス等への参加
- (3) 地域住民に対する健康診査や保健指導等の地域保健活動
 - 健康診査や保健指導等の実施

4. 医師及び歯科医師の再教育研修について

(1) 概要

医師・歯科医師は相対的欠格事由（免許を与えないことがある理由）に該当するか、医師・歯科医師として品位を損するような行為があったときは行政処分を受けます。行政処分を受けた方が再度、医師・歯科医師として業務を行おうとする際に「再教育研修」が必要となります。

東海北陸厚生局では、再教育の対象者が受けるべき研修に対しての相談対応や各種事務手続きに関する業務を行っています。

(2) 再教育研修対象者

平成30年度	令和元年度	令和2年度
対象者なし	対象者なし	医師 0名 歯科医師 1名

（一口メモ）～再教育研修～

医師法及び歯科医師法の一部改正（平成19年4月1日施行）により、行政処分を受けた医師及び歯科医師に対して再教育研修を実施することとされました。

医師・歯科医師は相対的欠格事由（免許を与えないことがある理由）に該当するか、医師・歯科医師として品位を損するような行為があったときは行政処分を受けます。行政処分の内容としては、戒告、医業停止、免許取消がありますが、このうち、戒告、医業の処分を受けた方が再度、医師・歯科医師として業務を行おうとする場合には「再教育研修」が必要となり、次のとおり「倫理研修」と「技術研修」があります。

- ① 倫理研修：医師・歯科医師としての倫理の保持に関する研修
- ② 技術研修：医師・歯科医師として具有すべき知識及び技能に関する研修

これら研修の実施形態として「団体研修」「個別研修」があり、受けた処分内容により、研修の方法や期間が指定されます。

- ① 戒告処分を受けた医師等：団体研修
- ② 医業停止等1年未満の処分を受けた医師等：団体研修（課題学習を含む）
- ③ 医業停止等1年以上の処分を受けた医師等及び再免許を受けようとする者：団体研修及び個別研修

なお、再教育の対象となるのは、戒告処分及び医業・歯科医業停止処分を受けたすべての医師・歯科医師並びに免許取消後に再免許を受けようとするすべての者です。

5. 医療安全に関する取組の普及啓発について

(1) 概要

国民が安心して医療を受けるためには、医療機関や医療従事者が提供する医療の質の向上に努めるとともに、安全を確保しなければならないことから、医療安全に関する取組の普及啓発を行う必要があります。

(2) 医療安全に関するワークショップの開催

東海北陸厚生局では、医療機関の安全管理者等の資質向上を図ることにより医療の安全性の向上させることを目的に、管内病院の医療機関管理者及び医療安全管理者等を対象に、「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

過去の開催概要は、次のとおりです。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため開催を中止しました。

(参考)

【令和元年度】

○開催日：令和元年12月5日（木）・6日（金）

○開催場所：ウィルあいち
名古屋港湾会館

○対象者：東海北陸管内の医療機関管理者及び医療安全担当者等

○開催規模：参加者は2日間で631名

【平成30年度】

○開催日：平成30年12月6日（木）・7日（金）

○開催場所：ウィルあいち
名古屋港湾会館

○対象者：東海北陸管内の医療機関管理者及び医療安全担当者等

○開催規模：参加者は2日間で643名

6. 心神喪失者等医療観察法に係る業務について

(1) 概要

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）において、厚生労働省は主として対象者の円滑な社会復帰を促進するため、必要な医療を行う役割を担っています。

東海北陸厚生局では、地方裁判所、保護観察所などの関係機関と密に連携しながら、次の業務を行っています。

- ① 精神保健判定医（※1）、精神保健参与員（※2）候補者名簿の取りまとめ
- ② 指定医療機関の指定、取消し、指導監査の実施
- ③ 入院等の決定に伴う指定医療機関の選定並びに執行（移送）
- ④ 指定医療機関における医療提供に関する診療報酬の管理
- ⑤ 入院中の対象者からの処遇改善請求に関する事務手続き

※1 精神保健判定医：審判において精神保健医療の観点から意見を述べる者

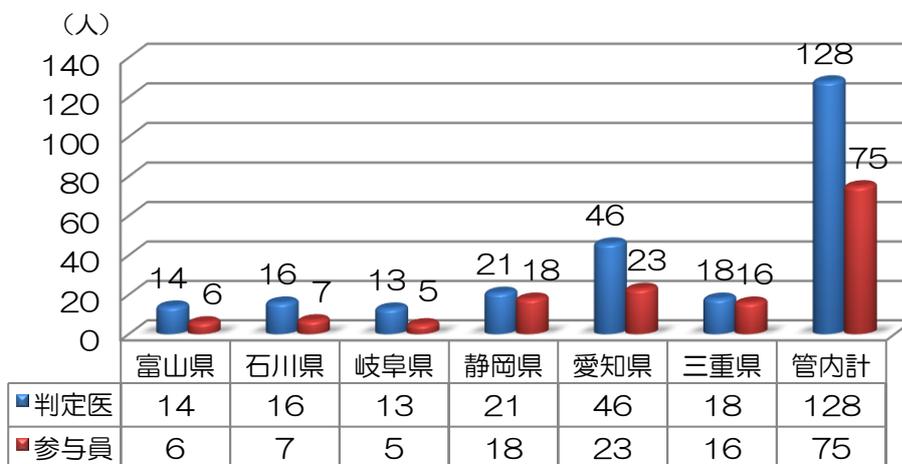
※2 精神保健参与員：審判において精神保健福祉の観点から意見を述べる者

(2) 実績

ア. 精神保健判定医、精神保健参与員候補者名簿の取りまとめ

毎年、精神保健判定医及び精神保健参与員の候補となる者に対して、その意思を確認し、必要な事務手続きを行っています。

精神保健判定医・参与員候補者（令和3年3月31日現在）



イ. 指定医療機関の指定、取消し、指導監査の実施

(ア) 指定入院医療機関

指定入院医療機関は「医療観察法」による入院処遇を担当させるため、厚生労働大臣が指定した医療機関です。

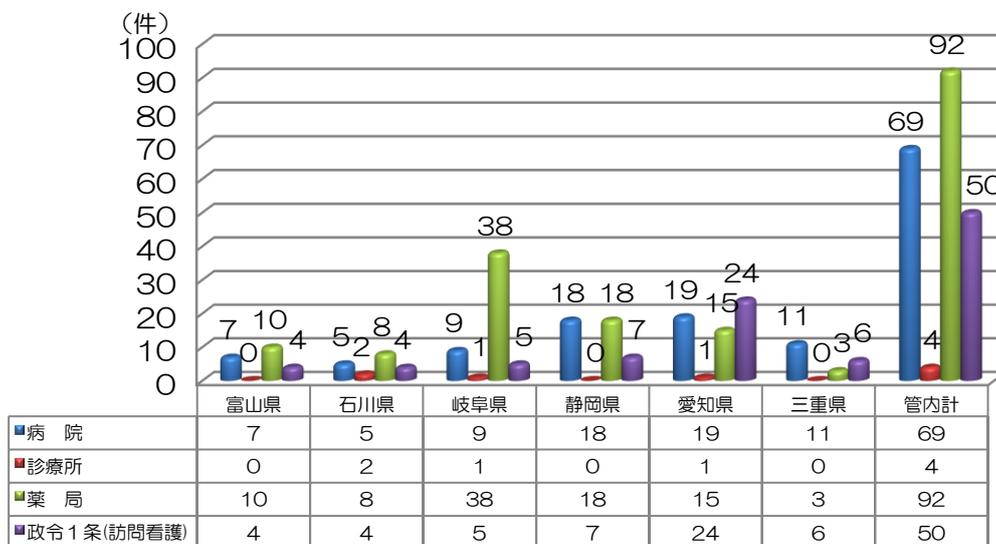
管内の指定入院医療機関は、独立行政法人国立病院機構北陸病院（33床）、静岡県立こころの医療センター（12床）、独立行政法人国立病院機構東尾張病院（33床）、独立行政法人国立病院機構榊原病院（17床）、愛知県精神センター（17床）の計5医療機関です。（令和3年3月31日現在）

(イ) 指定通院医療機関

指定通院医療機関は「医療観察法」による入院によらない処遇（通院）を担当させるため、厚生労働大臣が指定した医療機関です。

東海北陸厚生局管内の指定通院医療機関は、次のとおりです。

指定通院医療機関の現状（令和3年3月31日現在）



(ウ) 指定医療機関一般指導監査について

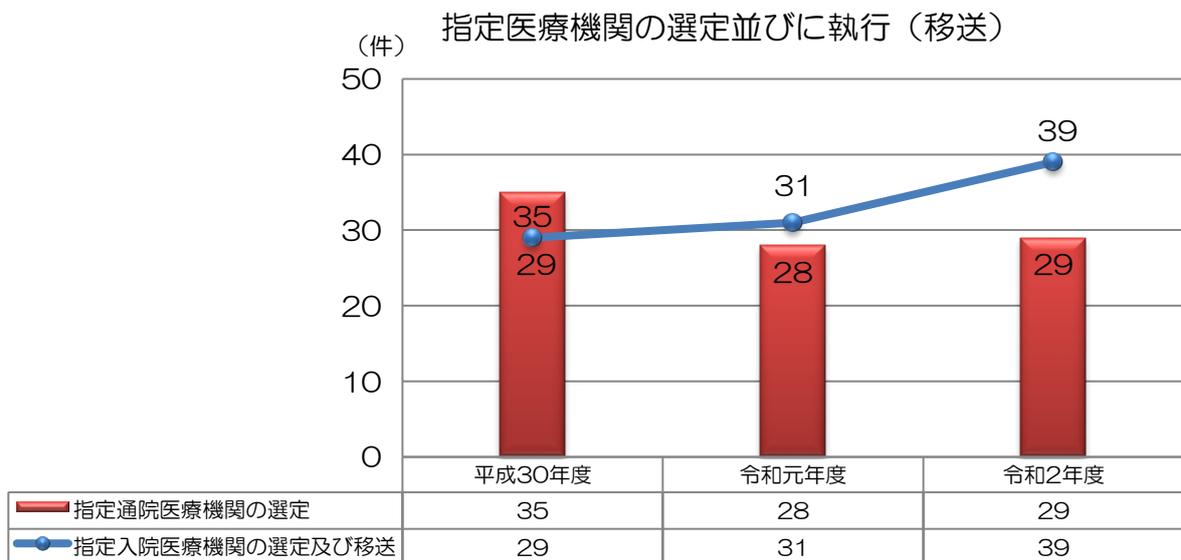
監査については、指定入院医療機関については年に1回、また、指定通院医療機関については、5年ごとに実施しています。

令和2年度は、指定入院医療機関5機関、指定通院医療機関5機関に対して指導監査を実施しました。（令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、指定通院医療機関に対する監査対象を縮小して実施しています）

ウ. 入院等の決定に伴う指定医療機関の選定並びに執行（移送）

東海北陸厚生局では、対象者の医療を行う指定医療機関（入院及び通院）の選定、入院処遇決定となった対象者の指定入院医療機関への移送等を行っています。

管内における指定医療機関の選定状況等は、次のとおりです。



エ. 指定医療機関における医療提供に関する診療報酬の管理

指定医療機関における診療報酬審査請求事務は、社会保険診療報酬支払基金に委託して実施しています。また、東海北陸厚生局では診療報酬明細書の詳細な審査を行っています。支払実績は入院、通院併せて、次のとおりです。

オ. 入院中の対象者からの処遇改善請求に関する事務手続き

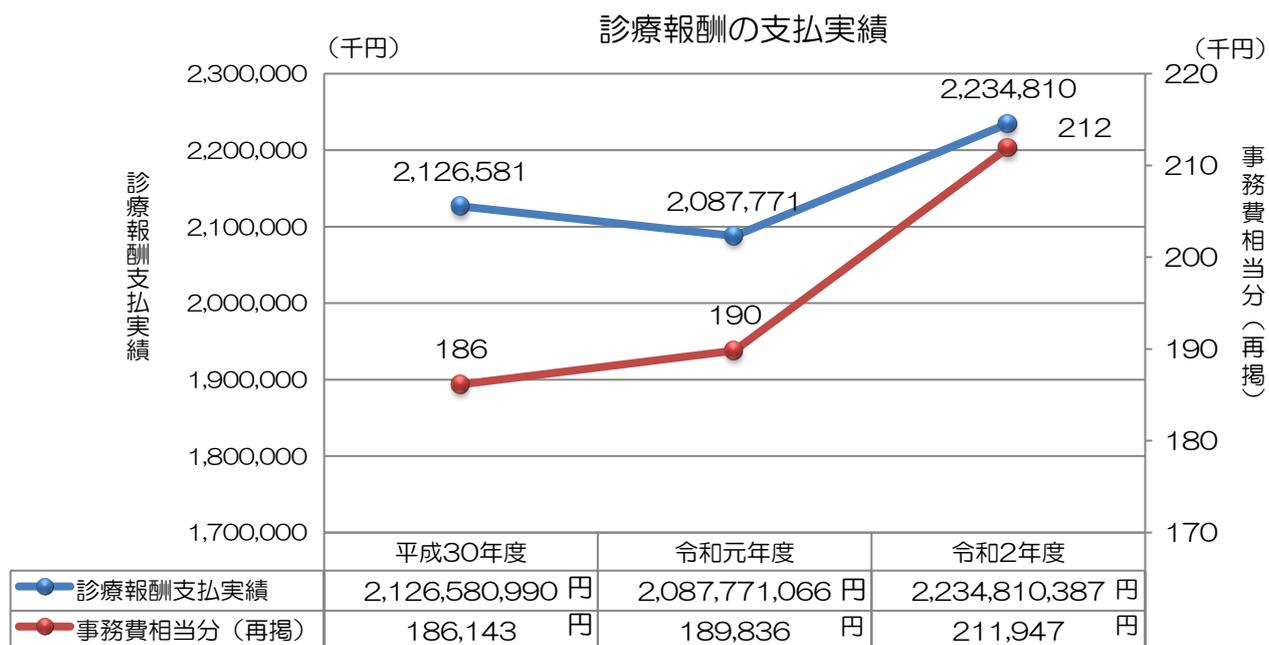
処遇改善請求は、心神喪失者等医療観察法の規定に基づく入院による医療を受けている者等が入院中の処遇を不服として、厚生労働大臣に対して、指定入院医療機関の管理者に、その処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを請求する制度です。処遇改善請求があったときは、請求の内容が社会保障審議会において審査されます。東海北陸厚生局ではそれらに関する事務手続きを行っています。

東海北陸厚生局における処遇改善請求の受理状況は、次のとおりです。

(単位：件)

平成30年度	令和元年度	令和2年度
2	1	1

カ. 心神喪失者等医療観察制度に関する中部管内における連絡協議会
(主催：中部地方更生保護委員会)
令和2年度：1回(業務説明)



(一口メモ) ～医療観察制度～

医療観察制度とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）に基づき、心神喪失又は心神耗弱の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強制性交、強制わいせつ、傷害）を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進すること」を目的とした制度です。

7. 医薬品等製造業許可等について

(1) 概要

業として医薬品等を製造する場合には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）に基づき、あらかじめ厚生労働大臣の許可を得る必要があります。厚生労働大臣の指定する医薬品等を製造する製造所の許可については地方厚生局長にその権限が委任されており、それ以外の医薬品等を製造する製造所の許可については、都道府県にその権限が委譲されています。

東海北陸厚生局では、これらの許可に関する申請書及び届出書について、所定の要件を満たしているかを審査しています。

- ① 生物学的製剤及び放射性医薬品製造業許可、更新業務（県知事経由）
県から進達される申請書の審査を行い、医薬品医療機器総合機構（PMDA）に送付します。PMDAの調査結果通知書により、構造設備規則への適合を確認し、許可証を作成し、申請者に交付します。
- ② 生物由来製品製造管理者の承認（県知事経由）
県から進達される承認申請書の内容審査を行い、承認書を作成し、交付します。
- ③ 各種届出の受理（県知事経由）
変更届、休止・廃止・再開届けを受理し、PMDAに進達します。
- ④ 許可証の書換え交付（県知事経由）
業者の許可証の記載事項に変更が生じたとき、申請書に基づき許可証の書換え交付をします。
- ⑤ 許可証の再交付（県知事経由）
業者が許可証を破り、汚し、又は失ったとき、申請書に基づき許可証の再交付をします。

(2) 実績

令和3年3月31日現在 医薬品等製造業登録業者 14社
（みなし製造業登録事業者（再生医療等製品）1社を含む）

8. 毒物劇物の製造業・輸入業の登録等について

(1) 概要

毒物及び劇物取締法（毒劇法）において定められた毒物及び劇物を業として製造、輸入又は販売を行う者は、それぞれ製造業、輸入業又は販売業の登録を受けなければなりません。

また、定められた期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過後は、その効力を失います。（毒劇法第4条）

令和2年度から都道府県に権限が移譲されました。

9. 健康危機管理について

(1) 概要

健康危機とは原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態のことです。東海北陸厚生局では、医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康安全を脅かす事態に対し、対策を講じています。具体的には、健康危機管理関係所管課及び関係機関（検疫所、衛生研究所等）との緊急連絡網を作成しています。さらに、関係機関の職員が健康危機管理に対する共通の認識をし、情報の共有化等を行い、相互に連携を強めることを目的として「東海北陸ブロック健康危機管理連絡協議会」を開催しています。

(2) 実績

ア. 健康危機管理連絡体制等の整備

(ア) 東海北陸ブロック健康危機管理連絡協議会の運営

管内自治体間の連絡調整の場として、管内6県・10保健所設置市・2検疫所及び東海北陸厚生局を構成員団体とする協議会を設置運営しています。（事務局は東海北陸厚生局、名古屋検疫所）

(イ) 健康危機管理メーリングリストの運営

協議会メンバー同士の情報提供・意見交換等のためのメーリングリストを運営しています。

(ウ) 健康危機管理相互支援協定の締結

健康危機管理事案発生時において、協議会メンバー間で、①原因究明調査、②医薬品等の提供、③医療チームの派遣、④特に要望のあった事項と医薬品等備蓄状況の把握、支援要請・受諾に係る手続・調整等の相互支援を行うための協定書を締結しています。

イ. 地方公共団体及び関係機関からの健康危険情報の収集・集約・報告

ウ. 国民、報道機関、地方公共団体、関係機関等への情報提供

エ. 健康危険情報に関する確認・調査のための事件・事故現場等への職員派遣

オ. 公衆衛生上重大な危害発生時の現地対策本部の設置

(3) 東海北陸厚生局内の体制

ア. 健康危機管理連絡協議会の運営について

東海北陸厚生局内では総務課、健康福祉課、医事課、食品衛生課が「東海北陸ブロック健康危機管理協議会運営チーム」の中心メンバーとなります。運営チームと名古屋検疫所との協議の上、健康危機管理協議会のメインテーマ、プログラムや開催時期等を決定し、年1回協議会を開催します。

※令和2年度、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため開催しておりません。

【担当課】

- 感染症（新型インフルエンザを含む）及び飲料水：健康福祉課
- 医薬品、毒物劇物：医事課
- 食中毒、食の安全：食品衛生課
- その他自然災害等：総務課

【平成30年度の開催概要】

- 開催日：平成31年1月17日（木）
- 開催場所：名古屋合同庁舎第3号館 7階共用会議室
- 参加者：愛知県、石川県、岐阜県、静岡県、富山県、三重県、名古屋市、四日市市、浜松市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、静岡市、金沢市、豊田市の担当者19名、東海北陸厚生局、名古屋検疫所



公益社団法人日本食品衛生協会学術顧問
荒木恵美子様への講演に傾聴する参加者



グループワークにおいて
活発に議論する参加者

(フォトレポート：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/photo/syokuhin_190117.html)

イ. 健康危機事案発生時

健康危機事案発生時は、東海北陸厚生局長を本部長として「健康危機管理等対策本部」が東海北陸厚生局内に設置されます。健康危機管理等対策本部の運営は本部員（健康福祉部長、総務管理官、指導総括管理官、麻薬取締部長等）及び上記の幹事課が中心に行います。

10. 再生医療等の安全性の確保について

(1) 概要

再生医療等の迅速かつ安全な提供等を図るため、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」（平成25年法律第85号）に基づき、再生医療等を提供する機関は提供計画を厚生労働本省へ提出することや、特定細胞加工物を製造しようとする者は細胞培養加工施設ごとに届出又は許可を受けることなどがが必要です。

東海北陸厚生局では、全国の地方厚生局や（独）医薬品医療機器総合機構と協力しながら、主に以下の業務を行っています。

- ① 再生医療等提供計画の受理
- ② 特定細胞加工物の製造届書の受理又は製造許可
- ③ 再生医療等委員会の認定
- ④ 定期報告の受付と必要な調査等
- ⑤ 相談対応

(2) 実績

ア. 再生医療等提供計画の受理

再生医療等を提供する医療機関からの「再生医療等提供計画」を受理しています。

令和2年度（件）		
新規提出	変更届	中止届
80	105	40

イ. 特定細胞加工物の製造届書の受理又は製造許可

細胞培養加工施設からの「特定細胞加工物製造許可申請書」に基づく許可証の発行、「特定細胞加工物製造届書」や各種届出書の受理をしています。

(ア) 特定細胞加工物の製造許可

令和2年度（件）			
新規許可	変更届	廃止届	更新
2	2	1	2

(イ) 特定細胞加工物の製造届（受理）

令和2年度（件）		
新規届	変更届	廃止届
50	21	27

ウ. 再生医療等委員会の認定

再生医療等委員会を設置しようとする者からの「再生医療等委員会認定申請書」の審査と認定証を発行、再生医療等委員会からの各種届出書を受理しています。

令和2年度（件）			
認定申請（うち認定）	変更届	廃止届	更新申請
3（2）	20	1	5

エ. 定期報告の受付と必要な調査等

再生医療等提供する医療機関と細胞培養加工施設から年1回提出される定期報告の受付と必要な調査を行っています。

令和2年度（件）	
定期報告	調査
568	2

才. 相談対応

申請・届出に関する施設等からの相談を適宜受け付けています。

（一〇メモ）～再生医療等の安全性の確保等に関する法律～

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための法律「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が平成25年11月27日公布されました。

同法は、再生医療等について、人の生命及び健康に与える影響の程度に応じ、「第1種」「第2種」「第3種」に分類し、再生医療等を提供しようとする医療機関が講ずべき措置を明らかにするとともに、再生医療等提供基準に基づいた計画等の受理等、再生医療等技術や法律の専門家等の有識者からなる合議制の委員会の認定等、特定細胞加工物の製造の許可・認定・受理等の制度等について定めたものです。

11. 特定行為に関する看護師の研修機関の指定等について

(1) 概要

特定行為は、看護師が医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書（指示書）により一定の診療の補助を行うことであり、21区分38行為が定義されています。平成31年から実施頻度が高い特定行為をパッケージ化した領域別パッケージ研修が可能になり、現在6つのパッケージ研修があります。特定行為を行う看護師は、厚生労働大臣が指定する研修機関において、一定の基準に適合する研修を受ける必要があります。特定行為研修を修了した看護師は、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書（指示書）によって、適時に特定行為を実施することができます。

東海北陸厚生局では全国の地方厚生局や地方自治体と協力しながら、主に以下の業務を行っています。

- ① 研修機関の新規指定や指定研修機関の取消しに関する審査と指導
- ② 指定研修機関の特定行為研修の新規開始や廃止に関する審査と指導
- ③ 指定研修機関の研修計画や施設等の変更に関する審査と指導
- ④ 指定研修機関が提出する年次報告書の確認と指導
- ⑤ 指定研修機関に対する実地調査と指導
- ⑥ 特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理

(2) 実績

ア. 研修機関の新規指定や指定研修機関の取消しに関する審査と指導

研修機関の指定に係る研修計画等の内容審査と施設等の実地調査や指導を行っています。また、指定研修機関の取消しに関する審査も行っています。

令和2年度（件）	
新規指定	取消し
11	0

イ. 指定研修機関の特定行為研修の新規開始や廃止に関する審査と指導

指定研修機関が新たな特定行為区分に関する特定行為研修を開始しようとする際に提出する承認申請書の審査と指導を行っています。また、特定行為研修の区分や行為の廃止に関する審査も行っています。

令和2年度（件）	
新規開始	廃止
13	0

ウ. 指定研修機関の研修計画や施設等の変更に関する審査と指導

指定研修機関が、特定行為研修に関する計画を変更する際に提出する変更届や、特定行為研修を実施する施設等を、変更する際に提出する変更届に関する審査や指導を行っています（令和2年度：54件）。

エ. 指定研修機関が提出する年次報告書の確認と指導

指定研修機関が毎年提出する年次報告書を確認し、必要に応じて指導を行っています。確認が終わった報告書は厚生労働本省に進達します（令和2年度：26件）。

オ. 指定研修機関に対する実地調査

指導特定行為研修における指導方法や評価等の統一や研修の質的向上を図るため、必要に応じて指定研修機関に対し書面調査とヒアリングを行い、研修計画や研修体制等の指導を行います（令和2年度：11件）。

カ. 特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理

毎年、指定研修機関から提出される特定行為研修を修了した看護師に関する報告書を受理し、その内容を確認し、まとめています（令和2年度：36件）。

東海北陸管内の指定研修機関における特定行為研修を修了した看護師数（人）							
県名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
富山	—	—	—	4	10	24	38
石川	—	—	9	18	25	30	82
岐阜	—	—	—	—	12	24	36
静岡	—	—	—	1	16	96	113
愛知	22	4	17	12	21	86	162
三重	—	—	—	—	—	3	3
合計	22	4	26	35	84	263	434

（一〇メモ）～特定行為研修～

団塊の世代が75歳以上を迎える2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは不十分で、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助（例えば、脱水時の点滴（脱水の程度の判断と輸液による補正）など）を行う看護師を養成し、確保していく必要があります。

このため、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことが、本制度創設の目的です。

12. 臨床研究法について

(1) 概要

臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的として平成29年4月14日に「臨床研究法」が施行されました。

臨床研究を実施する機関は、認定臨床研究審査委員会の申請、認定、3年ごとの更新、届出の変更、廃止、研究実施計画（新規・変更）、研究期間中の定期報告や疾病等報告、研究中止や終了などの届出又は許可を受けることなどが必要となります。

東海北陸厚生局では、全国の地方厚生局と協力しながら、主に以下の業務を行っています。

- ① 臨床研究審査委員会に関する業務
- ② 臨床研究の実施に関する業務
- ③ 報告徴収及び立入検査に関する業務
- ④ 相談対応

(2) 実績

ア. 臨床研究審査委員会に関する業務

臨床研究審査委員会の新規申請受付・認定、変更認定等の各種届出書を受理しています。

令和2年度（件）		
新規提出	変更届	更新・廃止
4	27	7

イ. 臨床研究の実施に関する業務

実施計画の提出の受付、実施計画の変更、軽微変更届、研究の中止、終了等各種届出書の受理をしています。

令和2年度（件）				
新規届	変更届（軽微変更を含む）	中止届	終了届	定期報告
69	386	10	43	226

ウ. 報告徴収及び立入検査に関する業務

臨床研究の遂行に際して何らかの問題が発生した際は、特定臨床研究を実施する者、認定臨床研究審査委員会等に対して報告徴収・立入検査等を実施しています（令和2年度、該当なし）。

工. 相談対応

申請・届出に関する施設等からの相談を適宜受け付けています。

(一口メモ) ～臨床研究法～

臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定めることにより、臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的として定めた法律です。

13. 地域医療構想について

(1) 概要

地域医療構想は、将来的な人口構成の変化に伴い、必要な病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、それに向けて各都道府県、各構想区域で議論を進め、効率的な医療提供体制の構築をしていく取組です。各自治体や地域の置かれた状況は様々であることから、地域医療構想の議論が進まないことや反発がありました。地域医療構想の取組の議論を一層推進するために、厚生局医事課がその役割の一部を担うことになり、令和2年度から東海北陸厚生局健康福祉部医事課に地域医療構想等推進専門官が配置されました。

主な業務内容は、

- ① 管内各自治体や病院等の地域医療構想に関する情報収集
- ② 地域医療構想調整会への出席・傍聴
- ③ 住民説明会等への参加
- ④ 国の施策や他の都道府県の取組等について各自治体等への情報提供
- ⑤ 地域医療介護総合確保基金に関するヒアリング

などを行い、各自治体の支援を行うこととしています。

地域医療構想の実現に向けた重点支援区域として、東海北陸厚生局管内では、第3回（令和3年1月）の選定において、岐阜県の東濃地域（多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市）が対象とされています。

(2) 実績

- ア 地域医療構想会議等への出席・外部関係機関からのヒアリング等
地域医療構想会議等への出席・傍聴（岐阜県、愛知県）（各1回）
管内6県へのヒアリングの実施（各1回）
- イ 地域医療構想に関するWG、検討会資料の各県への情報提供
- ウ 医療機能の分化・連携に関する情報提供窓口事業に係る打ち合わせ（6回）

14. 災害時における医療の確保の支援に関する業務について

(1) 概要

平時においては、都道府県の役割を尊重しつつ、都道府県による医療訓練や会議への参加を通じ、都道府県に対する助言及び支援を行うほか、日本DMAT隊員養成研修において日本DMAT活動要領等の解説を行います。また、災害拠点病院及び災害拠点精神科病院の視察を通じて発掘された問題点について、都道府県に対する助言及び支援を行います。さらに、病院及び有床診療所一覧の作成支援を行うほか、在宅医療を受けている患者を把握できるように、在宅医療を提供している保健医療機関等の関連情報の整理を行います。

災害時においては、本省職員の業務支援（被災医療機関の情報収集、被災医療機関に必要な支援内容の情報収集、他省庁リエゾンとの調整、都道府県災害対策本部へ必要に応じて派遣等）を行います。

(2) 実績

- ア 東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会に係る作業部会及び情報伝達訓練
（作業部会：2回、情報伝達訓練：1回）
（主催：国土交通省 中部地方整備局河川部）
- イ 流域治水中部関係省庁実務者会議 （2回）
（主催：国土交通省 中部地方整備局河川部）
- ウ 第7回 令和2年度中部災害現地対策本部運営訓練 令和2年11月20日
（主催：内閣府）
- エ 在宅医療機関関連情報の名簿の提供（東海北陸6県）令和2年9月～

食品衛生課

食品衛生課は、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認及び承認施設の監視指導や、輸出水産食品取扱施設の認定や衛生証明書の発行のほか、食品等検査機関の登録及び監督や、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の表示に関する業務を行っています。また、大規模食中毒が発生した際の国・自治体への連絡調整や、関係自治体等と連携・協力し、食品の安全確保に関するリスクコミュニケーションを実施するなど、地域の皆様の食の安全と安心を確保するための役割を担っています。

1. 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認等について

(1) 概要

総合衛生管理製造過程とは、HACCPの考え方を取り入れ、食品の製造・加工過程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害要因を分析し、重点的に管理する必要のある工程を定め連続的に監視することにより製品の安全性を確保する衛生管理方法です。この衛生管理方法は、従来から食品製造時に用いられていた一般衛生管理を基礎とし、より高度に安全性を確保するために、平成7年の食品衛生法改正時に導入されました。対象食品は、乳、乳製品、食肉製品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、魚肉練り製品及び清涼飲料水です。

東海北陸厚生局では、事業者からの新規、変更、更新の申請内容の審査・承認及び承認施設への指導監督等を実施し、衛生管理の向上に努めています。

なお、食品衛生法の一部改正（平成30年6月13日公布）により、すべての食品等事業者に一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求めることになったことにより、当該制度については令和2年6月1日から廃止されることとなりました。ただし、食品衛生法の一部を改正する法律の附則第3条の規定により経過措置が執られ、当該制度は承認の有効期限の満了日までは、なお、従前の例によることとなっています。

(一〇メモ) ～ HACCP ～

HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point : ハサップ) とは、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法です。

この手法は国連の国連食糧農業機関と世界保健機関の合同機関であるコーデックス委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたものです。

(2) 実績

ア. 東海北陸厚生局及び全国における総合衛生管理製造過程承認の状況

(令和3年3月31日現在)

食品の種類	施設数				品目数			
	東海北陸			全 国	東海北陸			全 国
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度
乳	16	10	9	70	22	14	13	103
乳製品	14	10	6	64	19	14	9	90
食肉製品	10	8	1	22	19	15	1	32
魚肉練り製品	2	1	1	3	2	1	1	3
容器包装詰加圧 加熱殺菌食品	4	2	1	2	5	2	1	2
清涼飲料水	14	10	8	41	25	18	14	68
合 計	60	41	26	202	92	64	39	298

イ. 年度別新規承認等の状況

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		施設数	品目数	施設数	品目数	施設数	品目数
承認	新 規	0	0	1	1	0	0
	変 更	2	2	1	1	1	1
	更 新	12	13	16	27	0	0
その他	申請の取下げ	0	0	0	0	0	0
	承認の返上	10	13	18	29	8	10
	承認の失効	0	0	0	0	0	0
	承認の取消し	0	0	0	0	0	0

ウ. 立入検査の状況

(ア) 立入検査の実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数(品目数)	42(62)	28(44)	6(7)

* 令和2年度は、承認施設の返上、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため立入検査数は減少しています。

(イ) 立入検査における主な指摘事項（令和２年度）

指摘項目	主な指摘内容
衛生管理の方法	(不十分な衛生管理状況) ・井水の遊離残留塩素濃度管理について、管理基準を逸脱していたにもかかわらず、改善措置が実施されていなかった。
製造又は加工の工程に関する文書	(文書との整合性が無い不適切な運用) ・金属検知の工程（一般衛生管理）で使用されていたテストピースの大きさが作業手順書や総括表と異なっていた。
検 証	(不適切な検証) ・重要管理点のモニタリング機器である温度計の校正時の誤差について、モニタリング結果に反映されていなかった。

エ. HACCP 指導者養成研修の開催

東海北陸厚生局では、管内自治体の食品衛生監視員を対象に、HACCP による衛生管理を普及させるための指導の方法や各自治体において指導的な立場となる人材の養成を目的に研修会を開催しています。

また、各自治体が主催する HACCP に関する講習会等に講師を派遣し、HACCP の普及推進に努めています。

なお、令和２年度は厚生労働本省主催により開催されたため、東海北陸厚生局での実施はありませんでした。

2. 輸出食品に係る業務について

(1) 概要

令和2年4月1日施行の「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年11月27日法律第57号。以下、「輸出新法」という。）」に基づいて（施行以前は輸出食品の安全性に係る関係法令がないため厚生労働省通知により対応）、厚生労働本省所管の輸出関連手続きとして、東海北陸厚生局では衛生証明書（各国が求める衛生条件を証明する文書）を発行しています。

また、輸出施設の認定や立入検査も実施しています。

(2) 輸出水産食品に関する業務

ア. 衛生証明書の発行件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
韓国向け輸出水産食品	541	357	367
中国向け輸出水産食品	79	78	144
台湾向け輸出貝類	0	0	0
インド向け輸出水産食品	3	12	8
メキシコ向け輸出水産食品	0	0	0
ブラジル向け輸出水産食品	—	—	0

イ. 施設認定の件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
EU向け輸出水産食品施設	—	—	2
米国向け輸出水産食品施設	—	—	2
韓国向け輸出水産食品施設	—	—	4
中国向け輸出水産食品施設	—	—	10
ブラジル向け輸出水産食品施設	—	—	0

ウ. 立入検査の件数

	施設数	立入検査件数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
EU向け輸出水産食品施設	4	0	2	4
米国向け輸出水産食品施設	8	7	7	8
韓国向け輸出水産食品施設	49	2	7	2
中国向け輸出水産食品施設	65*	5	2	1
ブラジル向け輸出水産食品施設	5	—	—	5

*管内総施設数のうち、東海北陸厚生局において証明書を発行する施設数を示す。

(ア) 韓国向け輸出水産食品

韓国へ水産食品（フグ類を除く冷凍食用鮮魚類頭部及びフグ類を除く冷凍食用鮮魚介類内臓）を輸出する場合、韓国政府の定める輸入要件を満たす必要があるため、輸出新法に定められる要領に基づいて（開始通知：韓国向け輸出水産食品の取扱いについて（平成23年6月7日付食安発0607第1号））、水産食品を加工する施設の認定等手続きや、必要に応じ認定施設の衛生管理等について立入検査を実施するほか、水産食品を輸出する際に必要となる衛生証明書の発行を実施しています。

(イ) 中国向け輸出水産食品

中国へ水産食品（食用の水産動物（活水産動物を除く。）及び藻類並びにそれらの加工品）を輸出する場合、輸出新法に定められる要領に基づいて（開始通知：中国向け輸出水産食品の取扱いについて（平成25年10月17日付食安発1017第1号））、水産食品を加工等する施設の認定等手続きや、必要に応じ認定施設の衛生管理等について立入検査を実施するほか、都道府県等衛生部局及び地方厚生局にて衛生証明書の発行を行っています。

(ウ) 台湾向け輸出貝類

台湾へ貝類及びそれらの加工品（乾燥品、塩蔵品、燻製品等）を輸出する場合、台湾政府の定める輸入要件を満たす必要があるため、輸出新法に定められる要領に基づいて（開始通知：台湾向け輸出貝類の取扱いについて（平成29年12月22日付生食発1222第11号））、貝類を輸出する際その都度必要となる衛生証明書の発行を行っています。

(エ) インド向け輸出水産食品

インドへ水産食品（生鮮品（冷蔵及び冷凍）、燻製品、乾燥品、缶詰等を含み、冷凍養殖水産物の一部を含まない。）を輸出する場合、インド政府の定める輸入要件を満たす必要があるため、輸出新法に定められる要領に基づいて（開始通知：インド向け輸出水産食品の取扱いについて（平成30年6月22日付生食発0622第8号））、水産食品を加工する施設の登録等手続きや、水産食品を輸出する際に必要となる衛生証明書の発行を行っています。

(オ) メキシコ向け輸出水産食品

メキシコへ水産食品（水産動物（活水産動物を除く。）及び藻類並びにそれらの加工品（乾燥品、塩蔵品、燻製品等））を輸出する場合、メキシコ政府の定める輸入要件を満たす必要があるため、輸出新法に定められる要領に基づいて（開始通知：メキシコ向け輸出水産食品の取扱いについて（平成30年8月31日付生食発0831第1号））に定められる要領に基づいて、水産食品を輸出する際に必要となる衛生証明書の発行を行っています。

(カ) ブラジル向け輸出水産食品

ブラジルへ水産食品（食用の水産動物及びそれらの加工品）を輸出する場合、ブラジル政府の定める輸入要件を満たす必要があるため、輸出新法に定められる要領に基づいて（開始通知：ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて（平成21年6月22日付食安発0622005号））、水産食品を加工する施設の登録等手続きや、水産食品を輸出する際に必要となる衛生証明書の発行及び認定された施設に対して、1年に1回以上の立入検査、指導等を実施しています。

(キ) EU向け輸出水産食品

EU諸国へ水産食品を輸出する場合、それらの国の輸入要件を満たす必要があるため、輸出新法に定められる要領に基づいて（開始通知：対EU輸出水産食品の取扱いについて（平成21年6月4日付食安発第0603001号））、都道府県知事等及び地方厚生局が認定した施設に対して、6か月に1回以上の立入検査、指導等を実施しています。

(ク) 米国向け輸出水産食品

米国へ水産食品を輸出する場合、米国の輸入要件が満たされていることを保証しなければならないため、輸出新法に定められる要領に基づいて（開始通知：対米輸出水産食品の取扱いについて（平成20年6月16日付食安発第0616003号））、都道府県等及び地方厚生局が認定した施設に対して、必要に応じて立入検査、指導等を実施しています。

(3) 輸出食肉に関する業務

牛肉を米国へ輸出する場合は、輸出新法に定められる要領に基づいて（開始通知：対米食肉輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定について（平成2年5月24日付衛乳第35号））により、米国政府が規定する施設の構造設備、衛生管理及び検査等の要件に適合すること並びにこれらの適正な実施が米国政府の査察により確認されることが必要です。また米国と同様に、令和3年3月現在で、カナダ、香港、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、台湾、アラブ首長国連邦、マカオ、タイ、EU、メキシコ、シンガポール、ベトナム、ニュージーランド、フィリピン、カタール、インドネシア、ロシア、バーレーン、ミャンマー、ブラジル、マレーシア及びサウジアラビアの24の国等について、それぞれ輸出牛肉に関する取扱い要綱または要領が定められており、輸出の際には該当する輸出新法に定められる要領に基づく施設認定及び取扱いが必要になります。

東海北陸厚生局では、食肉輸出施設の認定準備作業として申請者及び都道府県等との事前相談、認定に関する厚生労働本省との連絡調整、輸入国担当者の査察の同行等を実施しています。さらに、施設が認定された場合には、輸出先国の要綱または要領に基づき、月1回の定期的な立入検査を実施しています。その立入結果

について都道府県等へ通知し、施設を指導するとともに、立入結果及び改善措置については、厚生労働本省へ報告しています。

東海北陸厚生局管内では1施設（岐阜県）が米国、カナダ、EU、香港、オーストラリア等への輸出食肉施設として認定されています。

○立入検査の件数

	施設数	立入検査件数		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
食肉輸出認定施設 (米国向け等)	1	13	12	9

(4) その他の輸出食品に関する業務

ア. EU向けゼラチン及びコラーゲン

EU諸国へゼラチン及びコラーゲンを輸出する場合、輸出新法に定められる要領に基づいて（開始通知：対EU輸出ゼラチン及びコラーゲンの取扱いについて（令和元年5月13日付生食発0513第1号））、厚生労働本省が認定した施設に対して、1年に1回以上立入検査、指導等を実施しています。

○立入検査の件数

	施設数	立入検査件数		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
EU向けゼラチン及び コラーゲン認定施設	2	—	2	2

イ. シンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品

シンガポールへ輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品を輸出する場合、輸出新法に定められる要領に基づいて（開始通知：対シンガポール輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱いについて（令和元年5月31日付け生食発0531第6号・元消安第495号））、厚生労働本省が認定した施設に対して、1年に1回以上立入検査、指導等を実施しています。

○立入検査の件数

	施設数	立入検査件数		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
シンガポール向け輸出家きん肉、家 きん肉製品、家きん卵製品認定施設	1	—	—	1

ウ. シンガポール向け及び台湾向け輸出食肉製品

令和2年4月1日から輸出新法の施行に伴い、シンガポール向け又は台湾向け輸出食肉製品の認定を取得する前提となる輸出食肉製品について、施設の構造設備、衛生管理等の要件に適合する厚生労働省の認定が必要となるため、認定に関する業務及び3年に1回以上立入検査、指導等を実施することとなった。

(開始通知：対シンガポール輸出食肉製品の取扱いについて(令和元年5月31日付け生食発 0531 第5号・元消安第 511 号))、対台湾輸出食肉製品の取扱要綱(輸出新法(令和2年4月1日)による新規運用開始)

○立入検査の件数

	施設数	立入検査件数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
シンガポール向け及び台湾向け輸出食肉製品	1	—	—	0

*令和3年度以降に立入検査実施を予定しています。

3. 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監督について

(1) 概要

食品衛生法の規定により、食品衛生に係る検査を実施する検査機関が厚生労働大臣の登録を受けるためには、登録の基準(食品衛生法第33条第1項)に適合するとともに、製品検査の業務管理の基準(食品衛生法施行規則第40条)に規定される方法で製品検査を実施しなければなりません。

東海北陸厚生局では、検査機関の登録、立入検査、指導監督、業務規程認可、適合命令等の業務を実施しています。

管内の登録検査機関は、管内を本部とする登録検査機関が11機関(うち1機関は2施設)、本部を他局に持つ登録検査機関の施設が4施設で、合計16機関・施設となっています(令和3年3月現在)。

(一〇メモ) ～ 製品検査 ～

厚生労働大臣や都道府県知事が食品衛生上の危害の発生を防止するため、必要があると認めるとき、それらの命令によって実施される検査等をいいます。

例えば、食品を輸入しようとする場合に食品衛生法違反の可能性が高いと判断されるものについて、厚生労働大臣の命令により輸入事業者が食品衛生法に基づく登録検査機関に依頼して実施する検査があります。

(2) 実績

登録検査機関の登録の状況等は以下のとおりです。

ア. 新規登録等の状況（件数）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
登 録	新 規	0	0	0
	更 新	11	2	3
業 務 規 程	新規認可	0	0	0
	変更認可	5	5	4
製品検査業務の休止または廃止		0	0	1

イ. 立入検査の状況

(ア) 立入検査の実績（件数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件 数	17	17	18

* 立入検査は1機関・施設に年2回実施している場合があります。

(イ) 立入検査における主な指摘事項（令和2年度）

指摘項目	主な指摘内容
機械器具の管理	(不十分な管理基準設定) ・微生物試験に使用するふ卵器の温度管理（日常点検）について、試験法で定める培養温度でなく、誤った設定温度としていた。
試薬等の管理	(不適切な使用期限設定) ・希釈液の使用期限が、試薬原液の使用期限を越えて記載されていた。
製品検査の操作等の管理	(旧様式の誤使用) ・製品検査実施標準作業書の改訂後も旧ワークシートが使用されていた。

ウ. 登録検査機関業務管理担当者研修会の開催

前年度の立入検査で確認された指摘事項について、管内の登録検査機関の担当者にフィードバックし、信頼性確保の自主的な改善を促しています。

なお、令和2年度は書面開催に変更して実施しています。

4. 食中毒に係る調整業務について

(1) 概要

食中毒が発生した場合には、都道府県等の保健所が拠点となって調査を行い再発防止に努めています。このうち、大規模かつ広域に発生する食中毒で緊急を要する場合は、被害の拡大防止等を図るため自治体間の協力に加えて、厚生労働本省が連絡調整を行うとともに、必要に応じて国、都道府県等その他関係機関により構成される広域連携協議会を開催し、食中毒の原因調査及びその結果に関する情報を共有し、被害の拡大防止等を図るために必要な対策について協議を行うこととされています。また、東海北陸厚生局では、管内の自治体から食中毒の速報を受け、厚生労働本省からの指示により自治体と協力して現場調査の立ち会い等を行っています。

(2) 実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
食中毒速報等収集件数	56	48	31

5. 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制の監視指導について

(1) 概要

「健康増進法」において食品の広告等が健康保持増進効果について、著しく事実と異なる表示または著しく人を誤認させるような表示を行ってはならないと規定されています。

東海北陸厚生局では、都道府県等と連携して営業者の指導を実施しています。

(2) 実績（件数）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
自治体等からの相談及び指導	2	0	0
事業者からの相談及び指導	0	0	0
自治体における監視指導	97	101	73
行政措置	0	0	0

- (3) 健康増進法及び景品表示法に基づく虚偽誇大広告等の監視指導実務研修会
 地方公共団体における健康増進法に係る事務の平準化及び執行力の向上を図ることを目的として、消費者庁に協力して実務研修会を開催しています。(令和2年度は開催中止)

6. 食品に関するリスクコミュニケーションの企画運営について

(1) 概要

食品の安全性確保に係る施策の推進にあたって、国民や住民の意見を反映し情報及び意見交換の促進を図るため、東海北陸厚生局では、厚生労働本省、内閣府食品安全委員会、農林水産省、自治体等と連携をとりつつ、意見交換会等を企画運営して食品に関するリスクコミュニケーションを実施しています。

(2) 実績

年度	開催実績
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市 HACCP 講習会(7月9日:豊橋市) ・現地見学型リスクコミュニケーション(8月8・27日:愛知県・豊田市) 8月8日:キューピー株式会社 拳母工場 8月27日:株式会社瑞逢社 ・食品安全セミナー(10月30日:東海農政局) ・HACCPの普及に向けた説明会(3月20日:東海農政局)
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・精米 HACCP に関する研修会(10月16日:津市) ・石川県 食の安全・安心の確保に関する講演会(11月5日:金沢市) ・HACCP に沿った衛生管理の制度化と GAP の重要性についての説明会(2月26日:東海農政局)

*令和2年度の実績はありません。

(一〇メモ) ~ リスクコミュニケーション ~

リスクコミュニケーションとは、消費者、事業者、行政担当者などの関係者の間で、リスクに関する情報や意見をお互いに交換することです。

関係者が会場などに集まって行う意見交換会、新たな規制の設定などの際に行う意見聴取(いわゆるパブリック・コメント)等があります。

地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進課は、地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村が関係者との協力により進めている、住民同士の助け合いを含め多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組、医療と介護の連携、認知症施策の推進等について、その充実に向けた支援を行っています。

1. 東海北陸厚生局地域包括ケア推進本部の設置・運営について

(1) 概要

東海北陸厚生局では地域包括ケア推進課が設置された平成28年度から、東海北陸厚生局内の関係課等で組織する東海北陸厚生局地域包括ケア推進本部を設置し、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に資する具体的な支援を実施する方針に係る意見交換・情報共有する会議を開催しています。

(2) 実績

令和2年度は、7月22日、11月30日、3月12日の3回開催しました。
東海北陸厚生局長の委嘱を受けた4名の参与の出席を得て、幅広い知識、経験に基づく意見交換を行っています。

2. 地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援について

(1) 概要

管内6県を通じて、各市町村における地域支援事業の実施状況や実施に当たった課題等について把握し、厚生労働省老健局と連携を図りながら、必要な助言及び支援を行っています。

(2) 実績

地域支援事業交付金の交付申請、実績報告書等を審査し、管内6県に対して市町村支援に必要な助言を行いました。

6月：当初交付申請取りまとめ

9月：当初交付決定

10月：令和元年度実績報告及び過年度再確定取りまとめ

- 1月：調整交付金算定額調べ取りまとめ
- 3月：変更交付申請取りまとめ及び決定

3. 地域医療介護総合確保基金に関する業務について

(1) 概要

地域医療介護総合確保基金に基づく人材確保等のための事業について、管内6県における実施状況や課題等に対し、必要な助言及び支援を行っています。

(2) 実績

当該基金の残高、執行状況、令和2年度の見込量（所要額）に係る調査を行い、当該基金を活用した事業の実施状況や課題等について把握し、必要な助言及び支援を行いました。

- 6月：令和2年度分の国庫補助協議等取りまとめ
- 10月：内示（本省にて一括実施）
- 3月：追加内示・交付決定（本省にて一括実施）

4. 東海北陸管内6県との意見交換会の開催運営について

(1) 概要

管内6県及び市町村における地域包括ケアシステム構築に関する取組の支援を行うことを目的に、重要な個別テーマに関する支援方策等について、意見交換・情報共有を行う会議・研究会を開催しています。

(2) 実績

令和2年度は、次のとおり開催しました。

- 9月 「在宅医療・介護連携の推進に係る意見交換会」（オンライン会議）
- 11月 「認知症施策の推進に係る意見交換会」（オンライン会議）

5. 地域包括ケアシステムの推進に向けた会議等への対応について

(1) 概要

地域包括ケアシステムの推進などを目的に、東海北陸厚生局の職員が県・市町村及び関係団体等が主催する会議・意見交換会、研修会等に出席し、行政説明や助言等を行っています。

(2) 実績

実施日	研修会等の名称	依頼機関	内容
5月	あいちオレンジタウン構想推進会議 第1回ワーキンググループ	愛知県	書面会議
8月13日	あいちオレンジタウン構想推進会議 第2回ワーキンググループ	愛知県	会議
9月3日	成年後見制度利用促進に係る名古屋高等裁判所との打ち合わせ①	名古屋高等裁判所	意見交換
9月16日	第1回あいちオレンジタウン構想推進会議	愛知県	会議
10月2日	内閣府未来技術実装担当者会議	内閣府	会議
10月13日	第2回実践型地域づくり人材育成プログラム	NTT データ	研修会
10月20日 10月21日	地域包括ケア推進課長会議	厚生労働省老健局	意見交換
10月29日	豊橋市未来技術実装化プロジェクトチームとの意見交換	豊橋市	意見交換
11月16日	第3回実践型地域づくり人材育成プログラム	NTT データ	研修会
11月19日	成年後見制度利用促進に係る名古屋高等裁判所との打ち合わせ②	名古屋高等裁判所	意見交換
11月25日	あいちオレンジタウン構想推進会議 第3回ワーキンググループ	愛知県	会議
11月26日	介護予防・日常生活支援総合事業等の充実のための厚生労働省職員派遣による支援	富山県	意見交換
12月7日	介護予防・日常生活支援総合事業等の充実のための厚生労働省職員派遣による支援	岐阜県	意見交換
12月17日 12月18日	第4回実践型地域づくり人材育成プログラム	NTT データ	研修会
12月23日	第2回あいちオレンジタウン構想推進会議	愛知県	会議
2月3日 2月4日	第5回実践型地域づくり人材育成プログラム	NTT データ	研修会

2月5日	介護予防・日常生活支援総合事業等の充実のための厚生労働省職員派遣による支援	石川県	意見交換
3月9日	三重県地域住宅協議会	三重県	行政説明
3月9日	地域包括ケア推進課長会議	厚生労働省老健局	意見交換

6. 介護保険事業（支援）計画に関する業務について

（1）概要

介護保険事業（支援）計画の策定に関する進捗状況、策定に当たっての課題等について、管内の6県を通じて把握し、市町村に必要な助言を行っています。

（2）実績

令和2年度は、10月及び11月（静岡県：10月26日、三重県：10月28日、石川県：11月11日、富山県：11月12日、愛知県：11月16日、岐阜県：11月17日）に6県に対して、第8期介護保険事業（支援）計画の策定に関する進捗管理等のヒアリングを行い、必要な助言を行いました。

7. 他省庁との連携による研修会等の開催について

（1）概要

管内6県及び市町村における、地域の実情を踏まえたきめ細やかな地域包括ケアシステムの構築を支援するため、関係省庁と連携して、研修会・セミナーを開催しています。

（会議資料は、東海北陸厚生局ホームページに掲載しています。）

（2）実績

令和2年度は、中部地方整備局、中部経済産業局、東海農政局と連携して取り組みました。

【中部地方整備局との連携】

- 第7回 中部ブロック居住支援協議会設立に向けた勉強会（7月30日）
- 第8回 中部ブロック居住支援協議会設立に向けた勉強会（11月10日）
- 居住支援に係る自治体ヒアリング等
瀬戸市（6月25日）、稲沢市（7月3日）
- 第2回 中部ブロック居住支援協議会に係る連絡調整会議（2月19日）

【中部経済産業局との連携】

- 自治体と企業の連携促進セミナーへ向けた市町村ヒアリング
豊田市（8月5日）、東浦町（9月29日）
- 中部医療産業化ネットワーク支援会議（1月29日）
- 中部地域 地域版協議会ネットワーク会議（2月18日）
- 地域包括ケアシステムにおける自治体と企業の連携促進セミナー（3月5日）

【東海農政局との連携】

- 農福連携視察（各務原市）（12月11日）
- 農福連携に関する関係機関意見交換会（12月23日）
- 農福連携に関する取組事例紹介（3月以降動画配信）

8. 老人保健健康増進等事業について

(1) 概要

老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費補助金）は、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業に対して補助を行い、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の基盤の安定化に資することを目的とする補助金事業です。

(2) 実績

○令和2年度（東海北陸厚生局が課題設定し実施したもの）

標題・【実施主体】	内容	成果・目標
1 オーラルフレイルの予防、口腔機能の改善による健康増進と社会性の維持向上において他職種が行う介護予防推進プログラムに関する調査研究事業 【愛知県歯科医師会】	口腔機能低下を含む生活習慣病予防の確立と、障害を持った口腔に対するリハビリテーションの意義、認知症発生リスクの抑制とともに、口腔機能の維持がフレイルの進行を防止し、全身の健康につながる事を自覚出来るように促す口腔機能回復につながるリハビリテーションを目的としたプログラムの提案。また、健康寿命の延伸と自立した生活の継続につなげるモデル地区として調査、研究を実施する。	・認知症対策・介護予防への歯科からの将来に向けたアプローチ検証 ・過去2年間の調査結果を活用してその他の市町村での普及促進 ・口腔機能向上プログラムの多職種への周知・普及や口腔機能低下症、オーラルフレイル、フレイル及び認知症の時間軸の検証

<p>2 災害にも強い地域包括ケアシステム構築のための潜在看護職の活用にかかる調査研究事業</p> <p>【日本福祉大学看護学部】</p>	<p>令和元年度の事業成果を踏まえつつ、更に参加市町村を増やし、効果的な方法で潜在看護職の確保へ向けた呼びかけを行う。また、自治体における登録制度を促進すると共に自治体内外の連携強化を図り、災害時における地域包括ケアの構築を図る。</p> <p>また、潜在看護職等へ向けた災害対応研修内容を洗練し、リーダーシップを取れる人材の育成を行い、これらの内容についての成果を発信する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 潜在看護師を掘り起こすための呼びかけの方法論の確立 潜在看護職の災害対応研修の新規コースの追加等により、リーダー的人材を育成する。 災害時に対応可能な、自治体内外のネットワーク化
---	--	---

9. 近未来技術地域実装事業

内閣府において、AI、IoT や自動運転、ドローン等の未来技術を活用した新しい地方創生を目指し、地方創生の観点から、革新的で先導性と横展開可能性等に優れた提案について、社会実装に向けた関連事業の現地支援体制を構築し、関係府省庁による総合的な支援を行う未来技術社会実装事業に取り組んでおり、平成 30 年度から 34 事業の支援を実施しているところであり、選定事業毎に地域実装協議会を組織し、社会実装に向けたワンストップ支援を実施しております。

このうち厚生労働省（東海北陸厚生局）は、地域実装協議会における国の実務責任者として現地支援責任者（1 事業）及び構成員（3 事業）として参画しています。

1. 省庁現地責任者として支援する事業

【近未来技術等を活用した「AI ケアシティ」形成事業】

- 事業内容：AI によるケアプランの作成支援、ケアマネジメント支援システムの市内での実装並びに効果検証、自主的な健康づくりを支える AI を導入した健康管理アプリの開発など
- 提案者：愛知県豊橋市
- メイン省庁：厚生労働省
- 現地責任者：東海北陸厚生局 健康福祉部長
(内閣府地方創生推進事務参事官(都市再生担当)併任)
※併任は令和 3 年 3 月末まで。
- 構成員：総務省、経済産業省、国土交通省

2. 地域実装協議会の構成員として支援する事業

(1) 【「産業首都あいち」が生み出す近未来技術集積・社会実装プロジェクト】

- ・事業内容：5G を活用した無人自動運転、リハビリ支援・介護ロボット社会実装支援体制、山間部等における無人飛行ロボットを活用した荷物輸送、中部国際空港などにサービスロボットのショーケースを設置など
- ・提案者：愛知県
- ・メイン省庁：経済産業省
- ・構成員：警察庁、総務省、厚生労働省、国土交通省、内閣府
- ・東海北陸厚生局からの構成員：地域包括ケア推進課長

(2) 【高蔵寺ニューモビリティタウン構想事業】

- ・事業内容：高齢者の外出支援を目的としたタクシー事業者との連携による新サービスや住民共助による移動サービス、自動運転技術による近距離移動、新たな移動手段に対する実証実験の推進など
- ・提案者：愛知県春日井市
- ・メイン省庁：国土交通省
- ・構成員：警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省
- ・東海北陸厚生局からの構成員：地域包括ケア推進課長

(3) 【AI・IoT を活用し、働き方改革と新たなビジネスの創出を実現するスマート産業都市】

- ・事業内容：非防爆タブレット使用の試行的開始、バイタルセンサー開発、製造所への固定センサー導入研究など
- ・提案者：三重県四日市市
- ・メイン省庁：経済産業省
- ・構成員：内閣府、総務省（消防庁）、厚生労働省
- ・東海北陸厚生局からの構成員：医事課長

保険年金課

保険年金課は、東海北陸厚生局管内における全国健康保険協会支部、健康保険組合、厚生年金基金、確定給付企業年金及び確定拠出年金（企業型）に対する指導監督や認可・承認等に関する業務を行っています。

1. 全国健康保険協会に係る業務について

(1) 概要

健康保険制度は、相互扶助の精神のもとに、疾病・負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

全国健康保険協会は、主に中小企業で働く従業員やその家族を加入者とする健康保険事業を運営しています。

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づき全国健康保険協会に係る申請書（滞納処分及び全国健康保険協会が行う立入検査）の認可、報告の徴収及び実地監査（立入検査）を行っています。

(2) 対象（令和3年3月31日現在）

全国健康保険協会支部数 …… 6支部

(3) 実績

ア. 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
滞納処分の認可	0	0	0
立入検査の認可	6	5	8

イ. 実地監査（立入検査）件数

（単位：支部）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
実地監査（立入検査）	2	2	2

ウ. 令和2年度立入検査結果内訳（実施数：2支部）

（単位：支部）

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
組織の全般に関する事項	0	2
会計事務に関する事項	0	2
健康保険業務に関する事項	0	2
個人情報保護に関する事項	0	2
医療費適正化に関する事項	0	2

2. 健康保険組合に係る業務について

（1）概要

健康保険組合は、厚生労働大臣の認可を受けて単独の企業や同業種の複数の企業が共同で設立し、健康保険事業を運営する公法人です。

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づき健康保険組合に係る規約変更申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査を行っています。

（2）対象（令和3年3月31日現在）

健康保険組合数 …… 181組合

（3）実績

ア. 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
規約変更申請書等の認可(※1)	207	202	222
規約変更届出書等の受理(※2)	775	765	1,000
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	2,657	2,678	2,698
公法人証明・印鑑証明	474	414	283

（※1）規約変更申請書等の認可：滞納処分の認可、任意包括加入・脱退の認可、規約変更の認可（事業所編入・削除・その他）、一般保険料率の変更の認可、組合債の認可、重要財産処分の認可、保険医療機関との割引契約の認可、承認健康保険組合の承認

(※2) 規約変更届出書等の受理：追加更正予算の届出、介護保険料率の届出、一般保険料率変更の届出（調整保険料率との合計に変更のない場合）、認可を要しない規約変更の届出、組合債に係る変更等の届出、理事長の就・退職の届出、規程の届出（制定、変更、廃止）など

イ. 実地監査件数

(単位：組合)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
実地監査	36	36	21

ウ. 令和2年度実地監査結果内訳（実施数：21組合）

(単位：組合)

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
財政状況に関する事項	0	21
経理事務に関する事項	18	3
適用・給付事務に関する事項	6	15
保健事業に関する事項	9	12
医療費適正化対策に関する事項	4	17
個人情報保護に関する事項	19	2
事業運営に関する事項	19	2
その他	4	17

3. 厚生年金基金に係る業務について

(1) 概要

厚生年金基金は、企業の事業主が厚生労働大臣の認可を受けて母体企業とは別の法人格を持った公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給することにより、加入員の老後における生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度です。

東海北陸厚生局では、厚生年金保険法に基づき厚生年金基金に係る規約変更申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査を行っています。

(2) 対象（令和3年3月31日現在）

厚生年金基金数 …… 0基金

注) 他に清算結了前の解散厚生年金基金 …… 4基金

(3) 実績

○認可申請書等の処理件数

(単位：件)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
規約変更認可申請書等の認可	1	0	0
規約変更届出書の受理	1	0	0
厚生労働大臣への提出書類 の受理・回付	159	56	19
公法人証明・印鑑証明	41	19	3
解散又は他制度へ移行	3	0	0

(一〇メモ) ～厚生年金基金制度の見直し～

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）により、厚生年金基金制度が次のとおり見直しがされ、平成26年4月1日から施行されました。

- (1) 施行日以降は厚生年金基金の新設は認めない。
- (2) 施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- (3) 施行日から5年以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。
- (4) 上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

4. 確定給付企業年金に係る業務について

(1) 概要

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業主と信託会社や生命保険会社等とが契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「規約型」と母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理運用し、年金給付を行う「基金型」があります。

東海北陸厚生局では、確定給付企業年金法に基づく規約認可（承認）申請書及び規約変更申請書の認可（承認）、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明及び印鑑証明等の業務及び監査を行っています。

(2) 対象（令和3年3月31日現在）

確定給付企業年金数 1,648企業年金

- ① 規約型 … 1,551規約
- ② 基金型 … 97基金

(3) 実績

ア. 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
規約（変更）認可申請書等の認可（承認）	262	233	253
規約変更届出書の受理	588	615	600
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	1,755	1,719	1,680
公法人証明・印鑑証明	77	99	134

イ. 監査件数

（単位：企業年金）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
書面監査	136	136	136
実地監査	12	12	11

ウ. 令和2年度監査結果内訳（実施数：147企業年金）

（単位：企業年金）

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
加入者に関する事項	20	127
代議員会に関する事項	9	138
理事会に関する事項	0	147
庶務・事務組織に関する事項	38	109
監事監査に関する事項	8	139
財務及び会計に関する事項	6	141
掛金に関する事項	3	144
年金給付に関する事項	15	132
資産運用に関する事項	14	133
個人情報保護に関する事項	11	136
情報開示に関する事項	7	140

5. 確定拠出年金（企業型）に係る業務について

（1）概要

確定拠出年金は、事業主又は加入者が拠出した掛金を加入者が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることができるようにする制度で、厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独又は共同して実施する「企業型」と国民年金基金連合会が実施する「個人型」があります。

東海北陸厚生局では、確定拠出年金法に基づく規約承認（変更）申請書の承認、規約変更届出書等の受理等の業務を行っています。

（2）対象（令和3年3月31日現在）

確定拠出年金（企業型）規約数 …… 822規約

（3）実績

○承認申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
規約変更承認申請書等の承認	368	261	251
規約変更届出書の受理	87	76	133

管理課

管理課は、東海北陸厚生局管内における、保険医療機関等の指導監査業務等を所掌している指導部門（管理課、医療課、調査課、指導監査課及び事務所。以下「指導部門」という。）の事務に関する総合調整を行うとともに、特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明及び医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明に関する業務、国民健康保険の保険者等や審査支払機関に対する指導・監督等を行っています。

1. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明に関する業務について

（1）概要

特定医療法人とは、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号の規定に基づき、医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受けることにより、承認後に終了する各事業年度において、法人税率（通常は23.2%）が軽減税率（19%）の適用を受ける医療法人のことです。

東海北陸厚生局では、特定医療法人として法人税率の軽減の適用を受ける要件のうち、直前に終了した事業年度について厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書の交付を行っています。

（2）実績

（単位：件）

業務内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度
証明件数	46	46	44

2. 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明に関する業務について

(1) 概要

法人税法施行令第5条第1項第29号ヲにおいて①非営利型の一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号ヨにおいて②一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額な診療並びに病院事業を行う法人で、一定の基準を満たしたものについて、平成20年度税制改正により、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとなっています。

ア. オープン病院事業法人

一般社団法人（非営利型）である医師会又は歯科医師会で、いわゆるオープン病院を開設する法人が行う医療保健業を、収益事業の範囲から除外するに当たっては、法人税法施行規則第5条第6号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

東海北陸厚生局では、この基準を満たしているオープン病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

イ. 福祉病院事業法人

法人税法に規定する公益法人等のうち一般社団法人及び一般財団法人が行う医療保健業を収益事業の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第6条第4号及び第7号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

東海北陸厚生局では、この基準を満たしている福祉病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

業務内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度
オープン病院事業法人	11	10	10
福祉病院事業法人	1	1	1

3. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務に係る助言、指導監督について

(1) 概要

国民健康保険は、原則として健康保険法等に基づく被用者保険及び後期高齢者医療制度の適用者以外の国民を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする制度です。

国民健康保険事業の運営主体となる保険者は、都道府県、市町村と国民健康保険組合です。また、国民健康保険団体連合会とは、国民健康保険法第83条に基づき、保険者がその目的を達成するため、共同して設立する組織です。

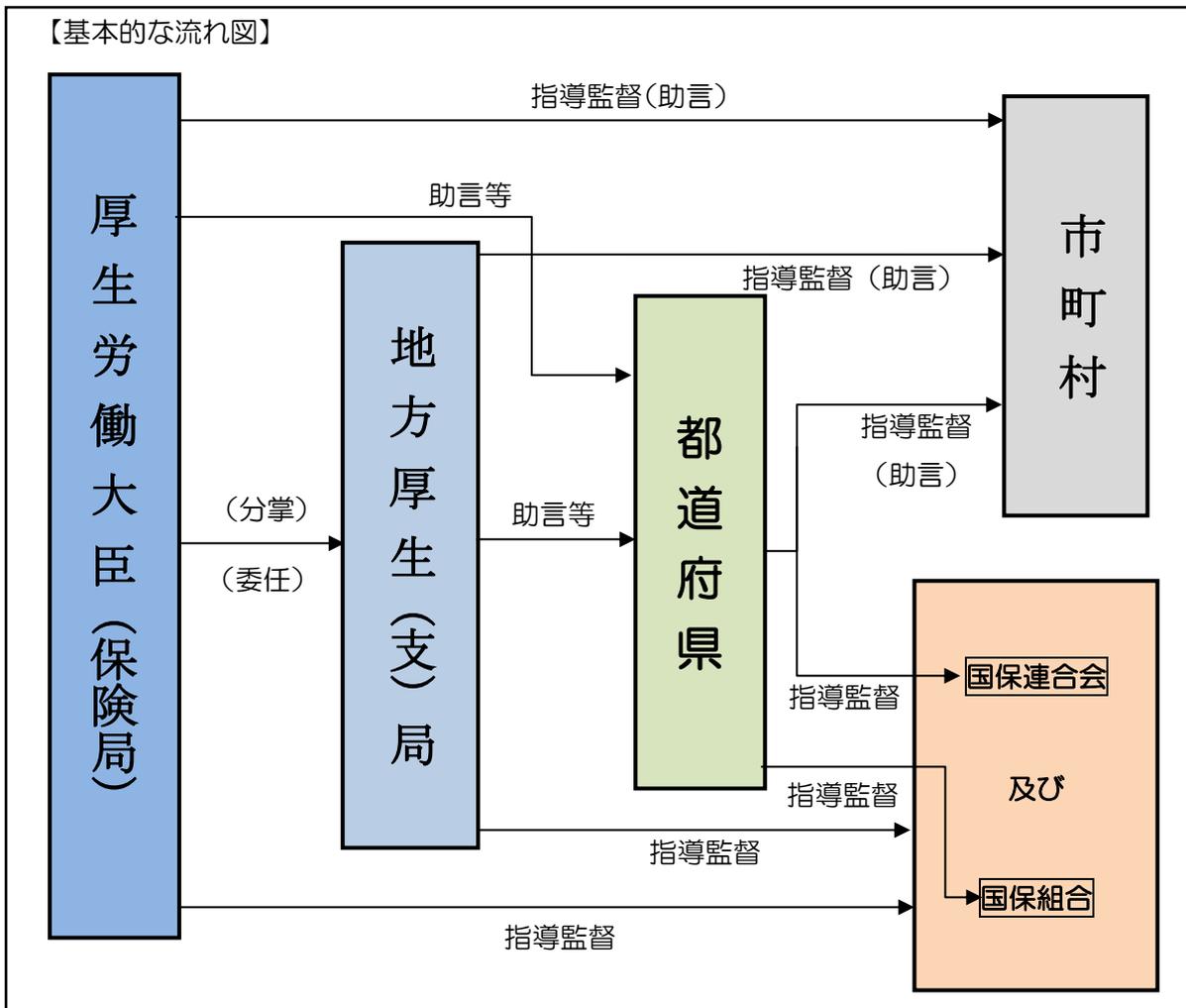
東海北陸厚生局では、国民健康保険の保険者等である県、市町村、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう助言・指導監督を行っています。

(2) 対象

東海北陸厚生局管内各県・各市町村、国民健康保険組合及び各県国民健康保険団体連合会

(3) 実績

令和元年度	令和2年度
富山県（12月） 富山市（12月）	富山県（10月） 富山県国民健康保険団体連合会（10月）
石川県（12月）加賀市（12月） 石川県国民健康保険団体連合会（12月）	石川県（12月）
岐阜県（2月）岐阜市（12月） 岐阜県国民健康保険団体連合会（12月）	岐阜県（12月） 各務原市（12月）
静岡県（1月） 浜松市（1月）	静岡県（書面） 富士市（書面）
愛知県（1月）	愛知県（書面） 愛知県国民健康保険団体連合会（書面）
三重県（1月） 津市（1月）	三重県（11月） 愛知県国民健康保険団体連合会（11月）



4. 後期高齢者医療広域連合が行う業務及び市町村が行う後期高齢者医療制度に関する業務の助言、指導監督について

(1) 概要

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の方などを対象として、平成20年4月に創設された医療保険制度です。制度の運営は、各都道府県単位ですべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が行っています。

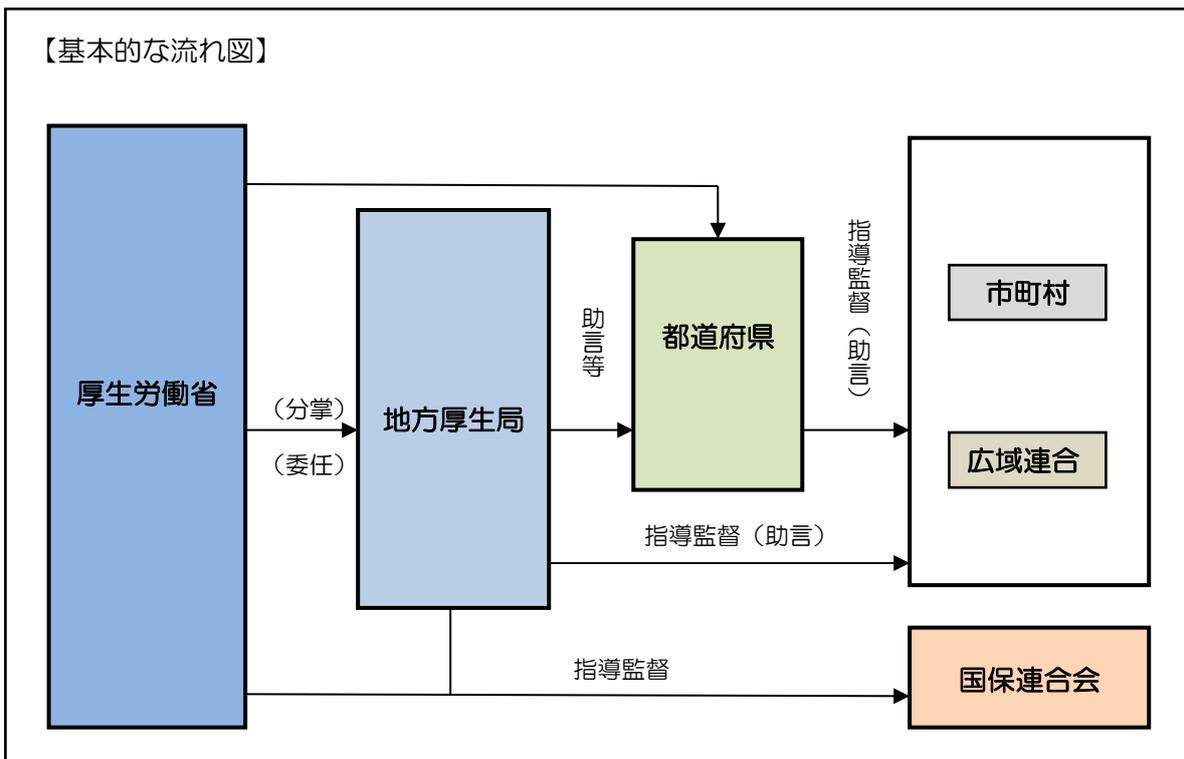
東海北陸厚生局では、管内各県、各後期高齢者医療広域連合、各市町村並びに各県国民健康保険団体連合会に対する助言及び指導監督を行っています。

(2) 対象

東海北陸厚生局管内各県、各後期高齢者医療広域連合、各市町村並びに各県国民健康保険団体連合会

(3) 実績

令和元年度	令和2年度
富山県（12月）	富山県（10月） 富山県国民健康保険団体連合会（10月） 富山県後期高齢者医療広域連合（10月）
石川県（12月） 石川県国民健康保険団体連合会（12月）	石川県（12月） 石川県後期高齢者医療広域連合（12月）
岐阜県（2月） 岐阜県国民健康保険団体連合会（12月）	岐阜県（12月） 岐阜県後期高齢者医療広域連合（12月）
静岡県（1月） 静岡県後期高齢者医療広域連合（1月）	静岡県（書面）
愛知県（1月） 愛知県後期高齢者医療広域連合（1月）	愛知県（書面） 愛知県国民健康保険団体連合会（書面）
三重県（1月）	三重県（11月） 三重県国民健康保険団体連合会（11月） 三重県後期高齢者医療広域連合（11月）



5. 社会保険診療報酬支払基金の行う業務の監督について

(1) 概要

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、昭和23年9月に社会保険診療報酬支払基金法に基づいて設立された法人（平成15年10月1日から民間法人）で、東京都に本部を各都道府県に支部を設置しています。

支払基金では、保険医療機関及び保険薬局から提出された被用者保険（国及び地方の公務員や会社の従業員などの被保険者及びその被扶養者である家族が加入）及び公費等に係る診療報酬の審査・支払業務を行っています。

東海北陸厚生局では、社会保険診療報酬支払基金法に基づき、支払基金支部の行う業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、管内6県の支払基金支部の監査を実施しています。

（一口メモ）～審査・支払業務～

被用者保険に加入している被保険者や被扶養者である家族が、病気になったりケガをしたりして保険医療機関で治療を受けると、その医療費は患者負担分を除き「診療報酬」という形で保険医療機関等から支払基金に請求されます。

支払基金は保険医療機関等から請求された診療報酬について、明細書の内容を審査した後、各保険者（全国健康保険協会、健康保険組合及び共済組合など）に診療報酬を請求し、各保険医療機関等に支払を行います。

(2) 実績

令和元年度	令和2年度
愛知支部（1月）三重支部（1月）	石川支部（12月）静岡支部（11月）

医療課

医療課は、東海北陸厚生局管内事務所等が行う業務に関する事務の指導監督や、特定機能病院及び臨床研究中核病院に対し医療法第25条第3項の規定に基づく立入検査などを実施しています。

1. 東海北陸厚生局管内（6県）事務所の行う業務に関する事務の指導及び監督について

（1）概要

ア 東海北陸厚生局管内6県に所在する事務所（愛知県にあっては指導監査課）の行う業務（保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督など）に関する事務の指導・監督を行っています。

イ 特に、事務所等が保険医療機関等及び保険医等に対して行う保険診療、保険請求等に関する指導及び監査業務について、適切かつ円滑に実施できるよう、厚生労働本省とも連絡調整のうえ、指導・監督を行っています。

ウ 事務所等が単独で指導又は監査を実施することが困難な特殊又は大規模な事案においては、業務を円滑に実施できるよう、医療課も共同して実施しています。

（2）実績

指導監査等の実績については、指導監査課／事務所の実績（117頁以降）をご参照ください。

2. 医療法に基づく立入検査について

(1) 概要

- ア 承認を受けた特定機能病院又は臨床研究中核病院が、法令に定められている人員及び構造設備等を有し、それぞれ適正な管理が行われているかを医療法第25条第3項に基づき、原則として1年に一度立入検査を実施しています。
- イ 医療事故等が発生した場合において、特定機能病院及び各自治体等から速やかな情報収集と指導・助言を実施しています。

(2) 対象

東海北陸厚生局所管の特定機能病院及び臨床研究中核病院は、次のとおりです。

ア 特定機能病院

	施設名	所在地
1	富山大学附属病院	富山県富山市
2	金沢大学附属病院	石川県金沢市
3	金沢医科大学病院	石川県河北郡
4	岐阜大学医学部附属病院	岐阜県岐阜市
5	浜松医科大学医学部附属病院	静岡県浜松市
6	静岡県立静岡がんセンター	静岡県駿東郡
7	藤田医科大学病院	愛知県豊明市
8	愛知医科大学病院	愛知県長久手市
9	名古屋大学医学部附属病院	愛知県名古屋市
10	名古屋市立大学病院	愛知県名古屋市
11	三重大学医学部附属病院	三重県津市

(一〇メモ) ～特定機能病院～

特定機能病院は、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価並びに高度の医療に関する研修を実施する能力を備えた病院としてふさわしい人員配置、構造設備等を有するものとして、厚生労働大臣の承認を受けた医療機関です。
現在、全国で87(令和2年12月1日現在)の病院が承認されています。

イ 臨床研究中核病院

	施設名	所在地
1	名古屋大学医学部附属病院	愛知県名古屋市

（一口メモ）～臨床研究中核病院～

日本発の革新的医薬品・医療機器の開発などに必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的な役割を担う病院が臨床研究中核病院として医療法上に位置づけられています。

特定臨床研究（厚生労働省令で定める基準に従って行う臨床研究）に関する計画を立案、実施する能力を備えた病院としてふさわしい人員配置、構造設備等を有するものとして、厚生労働大臣の承認を受けた医療機関です。

現在、全国で14（令和3年5月1日現在）の病院が承認されています。

（3）実績

ア 立入検査の実績

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の発令や地域における感染状況等を踏まえ、立入検査を中止しました。

イ 医療事故等情報の収集・助言等

令和2年度は、管内の特定機能病院から4件の医療事故等の報告を受け、情報収集を行いました。これらについて、厚生労働本省へ情報提供するとともに必要に応じて、助言等を行いました。

調査課

調査課は、指導部門における情報公開及び訴訟に関する事務を行っています。

1. 保険医療機関等に関する業務処理等を効率的に行うための情報の管理について

(1) 概要

ア. 保険医療機関等管理システムを活用した事務の支援及び情報の管理を行っています。

(一〇メモ) ～保険医療機関等管理システム～

保険医療機関等及び保険医等からの指定・変更申請等に係る事務処理、指導監査、保険医療機関等の施設基準に係る届出をデータベース化し、関係団体への報告等を円滑に進めるためのシステムです。

イ. 保険医療機関及び保険医療養担当規則等で定める定例報告に係る準備作業等を行っています。

(一〇メモ) ～定例報告～

保険医療機関等が、厚生労働大臣が定める事項について地方厚生局長に対し、定期的（毎年7月1日現在）に行う報告です。

ウ. 東海北陸厚生局管内の保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する情報（指定状況等）をホームページに公開する業務を行っています。

(2) 実績

東海北陸厚生局ホームページに公開する情報については、毎月、更新業務を行い、掲載しています。

(http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/newpage_00268.html)

2. 東海北陸厚生局管内（6県）事務所の保有する情報の公開の調整について

（1）概要

指導部門が保有する行政文書の公開に係る調整を行っています。

（2）実績

令和2年度における開示請求件数は54件で、結果は全件開示（部分開示を含む）でした。

3. 指導部門の訴訟に関する業務について

（1）概要

指導部門の訴訟に関する事務及び事務所・各関係機関との連絡調整を行っています。

（2）実績

令和2年度における対応件数 3件

令和3年3月末現在対応件数 3件

4. 保険医療機関等に対するメーリングリストの管理と運用について

（1）概要

保険医療機関・保険薬局から登録（変更・解除）いただいたメールアドレスによりメーリングリストの作成及びその管理並びにそれらを活用した情報の提供を行っています。

（2）実績

情報の配信として、「施設基準実施状況報告」（定例報告）の報告に関する配信、医療保険制度等について周知の徹底及び適正な事務処理等の実施を目的とした情報（メールマガジン）を毎月配信しています。

※ メールアドレス 令和3年3月末現在登録数 6,938件

指導監査課／事務所

指導監査課及び事務所は、保険医療機関等からの各種届出の受付・処理や保険医療機関等への指導監査を行っています。また、東海北陸地方社会保険医療協議会部会の運営を行い、保険医療機関等の指定業務を行っています。

「指導監査課」は愛知県を管轄し、「事務所」は富山県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県の各県内に設置され、それぞれの県域を管轄しています。

1. 保険医療機関及び保険薬局の指定、保険医及び保険薬剤師の登録並びに指定訪問看護事業者の指定について

(1) 概要

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行っています。

また、保険医療機関において健康保険の診療に従事する保険医及び保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師の登録を行っています。

ア. 保険医療機関等の指定

医療機関又は薬局が健康保険法等の公的医療保険の療養の給付の取扱いを行うためには、厚生労働大臣の指定を受けることになります。

この指定を受けた医療機関を保険医療機関、薬局を保険薬局といいます。地方厚生局が健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局の指定を行おうとする場合は、地方社会保険医療協議会に諮問しなければならないこととされています。

イ. 保険医等の登録

保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師（「保険医」という。）又は薬剤師（「保険薬剤師」という。）でなければならないとされています。

ウ. 指定訪問看護事業者の指定

訪問看護事業者が健康保険法に基づく訪問看護事業を行うためには、厚生労働大臣による指定訪問看護事業者の指定を受ける必要があります。

(2) 対象

- ア. 保険診療又は保険調剤を行っている（行おうとする）医療機関及び薬局
- イ. 保険診療又は保険調剤を行っている（行おうとする）医師、歯科医師及び薬剤師
- ウ. 健康保険法による訪問看護事業を行っている（行おうとする）訪問看護事業者

(3) 実績

保険医療機関等の指定状況等は、次のとおりです。

ア. 保険医療機関等指定状況（令和2年度）

（単位：機関）

県名		医科	歯科	薬局	指定訪問看護事業所
富山県	指定	25	10	43	6
	更新	49	35	59	
石川県	指定	32	11	48	9
	更新	59	36	68	
岐阜県	指定	42	26	44	27
	更新	109	73	120	
静岡県	指定	92	55	95	27
	更新	219	118	254	
愛知県	指定	240	127	258	112
	更新	440	244	500	
三重県	指定	43	18	34	26
	更新	95	58	110	
管内計	指定	474	247	522	207
	更新	971	564	1,111	

イ. 保険医療機関等数（令和3年3月31日現在）

（単位：機関）

県名	医科	歯科	薬局	指定訪問看護事業所	計
富山県	722	460	468	89	1,739
石川県	799	495	540	130	1,964
岐阜県	1,405	1,001	1,006	251	3,663
静岡県	2,439	1,800	1,803	285	6,327
愛知県	4,931	3,773	3,375	816	12,895
三重県	1,360	846	830	199	3,235
管内計	11,656	8,375	8,022	1,770	29,823

ウ. 保険医等数（令和3年3月31日現在）

（単位：人）

県名	医師	歯科医師	薬剤師	計
富山県	3,411	742	2,388	6,541
石川県	4,403	852	3,211	8,466
岐阜県	5,458	2,013	4,531	12,002
静岡県	10,363	3,304	9,386	23,053
愛知県	23,765	7,533	19,185	50,483
三重県	5,471	1,467	3,963	10,901
管内計	52,871	15,911	42,664	111,446

2. 施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等の届出等について

(1) 概要

ア. 厚生労働大臣の定める施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等に係る保険医療機関等からの届出について、審査、受理等を行っています。

イ. 施設基準等の届出を受理した保険医療機関等を対象として、施設基準等の適合確認のための調査を行っています。（適時調査）

(2) 対象

保険医療機関及び保険薬局等

(3) 実績

適時調査の実施状況は、次のとおりです。

（単位：機関）

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
富山県	医科	58	58	58
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	58	58	58

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
静岡県	医科	62	61	61
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	62	61	61

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
石川県	医科	76	68	69
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	76	68	69

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
愛知県	医科	86	87	87
	歯科	1	0	0
	薬局	0	1	1
	計	87	88	88

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
岐阜県	医科	53	54	55
	歯科	0	0	1
	薬局	0	0	0
	計	53	54	56

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
三重県	医科	65	65	60
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	65	65	60

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
管内計	医科	400	393	390
	歯科	1	0	1
	薬局	0	1	1
	計	401	394	392

3. 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師及び指定訪問看護事業者等に対する指導、監査について

(1) 概要

ア. 指導

保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師等に「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療等の取扱い、診療報酬等の請求方法並びに保険医療の事務取扱等を周知徹底し、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的として指導を行っています。

(ア) 集団指導

集団指導は、指導対象となる保険医療機関等又は保険医等を一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 集団的個別指導

集団的個別指導は、指導対象となる保険医療機関等に対して講習等の方式により行います。

(ウ) 個別指導

個別指導は、指導対象となる保険医療機関等に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ. 監査

保険医療機関等の行う療養の給付が、法令の規定に従って適正に実施されているか、診療報酬等の請求が適正であるかなどを確認することを目的として監査を行っています。

(2) 実績

指導及び監査等の実績は、次のとおりです。

ア. 集団指導

(単位：機関)

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
富山県	医科	879	175	114
	歯科	549	109	40
	薬局	503	75	60
	指定訪問看護事業所	92	3	2
	計	2,023	362	216

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
静岡県	医科	2,744	379	243
	歯科	2,185	235	151
	薬局	2,103	275	256
	指定訪問看護事業所	16	25	0
	計	7,048	914	650

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
石川県	医科	910	123	89
	歯科	586	102	43
	薬局	599	72	79
	指定訪問看護事業所	12	13	10
	計	2,107	310	221

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
愛知県	医科	5,811	908	529
	歯科	4,376	607	311
	薬局	3,739	482	428
	指定訪問看護事業所	74	73	91
	計	14,000	2,070	1,359

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
岐阜県	医科	1,418	359	148
	歯科	1,253	246	118
	薬局	1,123	172	160
	指定訪問看護事業所	9	19	22
	計	3,803	796	448

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
三重県	医科	1,419	352	166
	歯科	1,035	198	17
	薬局	857	131	120
	指定訪問看護事業所	16	10	10
	計	3,327	691	313

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
管内計	医科	13,181	2,296	1,289
	歯科	9,984	1,497	680
	薬局	8,924	1,207	1,103
	指定訪問看護事業所	219	143	135
	計	32,308	5,143	3,207

(平成29年度の実績には、平成30年度診療報酬改定の施行に伴う診療報酬改定時集団指導を含んでいます。なお、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の発令や地域における感染状況等を踏まえ、令和2年度診療報酬改定の施行に伴う診療報酬改定時集団指導等を中止しました。)

イ. 集團の個別指導

(単位：機関)

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
富山県	医科	29	22	26
	歯科	32	31	30
	薬局	31	32	33
	計	92	85	89

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
静岡県	医科	103	123	105
	歯科	137	101	97
	薬局	128	129	135
	計	368	353	337

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
石川県	医科	32	34	28
	歯科	37	28	29
	薬局	38	37	40
	計	107	99	97

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
愛知県	医科	185	253	225
	歯科	288	212	245
	薬局	237	242	242
	計	710	707	712

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
岐阜県	医科	68	65	40
	歯科	58	36	48
	薬局	69	72	75
	計	195	173	163

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
三重県	医科	72	46	51
	歯科	53	44	48
	薬局	54	60	61
	計	179	150	160

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
管内計	医科	489	543	475
	歯科	605	452	497
	薬局	557	572	586
	計	1,651	1,567	1,558

ウ. 個別指導

(単位：機関)

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
富山県	医科	19	21	28
	歯科	18	18	18
	薬局	16	14	16
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	53	53	62

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
静岡県	医科	36	38	41
	歯科	50	57	58
	薬局	48	53	54
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	134	148	153

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
石川県	医科	11	15	19
	歯科	18	15	9
	薬局	18	17	20
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	47	47	48

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
愛知県	医科	57	57	59
	歯科	66	74	75
	薬局	100	104	105
	指定訪問 看護事業所	1	0	2
	計	224	235	241

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
岐阜県	医科	19	37	41
	歯科	20	20	30
	薬局	35	37	36
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	74	94	107

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
三重県	医科	20	15	17
	歯科	30	23	27
	薬局	27	28	29
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	77	66	73

県名		平成28年度	平成29年度	平成30年度
管内計	医科	162	183	205
	歯科	202	207	217
	薬局	244	253	260
	指定訪問 看護事業所	1	0	2
	計	609	643	684

工. 新規個別指導

(単位：機関)

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
富山県	医科	12	13	15
	歯科	8	10	6
	薬局	11	15	15
	計	31	38	36

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
静岡県	医科	66	53	51
	歯科	37	36	32
	薬局	114	58	64
	計	217	147	147

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
石川県	医科	7	18	15
	歯科	5	11	9
	薬局	15	21	19
	計	27	50	43

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
愛知県	医科	129	129	136
	歯科	92	86	88
	薬局	123	135	142
	計	344	350	366

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
岐阜県	医科	25	26	24
	歯科	16	20	23
	薬局	14	25	31
	計	55	71	78

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
三重県	医科	17	31	21
	歯科	23	14	17
	薬局	26	26	28
	計	66	71	66

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
管内計	医科	256	270	262
	歯科	181	177	175
	薬局	303	280	299
	計	740	727	736

才. 監査

(単位:機関)

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
富山県	医科	0	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	1
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	0	0	1

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
静岡県	医科	0	0	0
	歯科	1	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	1	0	0

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
石川県	医科	0	1	1
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	0	1	1

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
愛知県	医科	0	1	1
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	0	1	1

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
岐阜県	医科	3	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	3	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	6	0	0

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
三重県	医科	1	2	1
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	1	2	1

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
管内計	医科	4	4	3
	歯科	1	0	0
	薬局	3	0	1
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	8	4	4

4. 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの登録及び承諾について

(1) 概要

柔道整復師の施術に係る受領委任の取扱い等に関する柔道整復師からの届出・申出について、審査等を行っています。

(2) 実績

受領委任の取扱いの登録並びに承諾状況は、次のとおりです。

(令和3年3月31日現在)

県名	施術所数 (単位数：機関)	柔道整復師 (単位：人)
富山県	535	529
石川県	455	450
岐阜県	822	817
静岡県	1,072	1,065
愛知県	2,389	2,355
三重県	431	426
管内計	5,704	5,642

5. 柔道整復師の施術に係る療養費に関する指導、監査について

(1) 概要

ア. 指導

「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」等に定められている柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱い等を周知徹底し、療養費の受領委任取扱い、療養費の請求事務等に関する適正化を図ることを目的として指導を行っています。

(ア) 集団指導

受領委任の取扱い等を登録・承諾した柔道整復師を対象として、一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 個別指導

個別指導は、指導対象となる柔道整復師に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ. 監査

受領委任の取扱いにより療養費を請求する柔道整復師等に対して、一定のルールに基づいた施術や療養費の請求等が実際に行われているか確認することを目的として監査を行っています。

(2) 実績

指導及び監査の実績は、次のとおりです。

(単位：人)

県名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
富山県	集団指導	17	12	7
	個別指導	0	0	1
	計	17	12	8
	監査	0	0	0
静岡県	集団指導	78	100	63
	個別指導	1	5	2
	計	79	105	65
	監査	0	1	0
石川県	集団指導	18	24	4
	個別指導	1	0	0
	計	19	24	4
	監査	0	0	0
愛知県	集団指導	199	264	168
	個別指導	9	7	4
	計	208	271	172
	監査	0	0	0
岐阜県	集団指導	56	42	43
	個別指導	0	0	1
	計	56	42	44
	監査	0	0	0
三重県	集団指導	27	23	0
	個別指導	0	0	0
	計	27	23	0
	監査	0	0	0
管内計	集団指導	395	465	285
	個別指導	11	12	8
	計	406	477	293
	監査	0	1	0

6. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いの承諾について

(1) 概要

平成31年1月から、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る受領委任の取扱いが開始されることになりました。

この受領委任の取扱い等に関するはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師からの申出について、審査等を行っています。

(2) 実績

受領委任の取扱いの承諾状況は、次のとおりです。

(令和3年3月31日現在)

県名	施術所数 (単位数：機関)	はり師、きゅう師及び あん摩・マッサージ・指圧師 (単位：人)
富山県	170	169
石川県	179	177
岐阜県	471	448
静岡県	883	860
愛知県	2,327	2,239
三重県	319	308
管内計	4,349	4,201

7. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する指導、監査について

(1) 概要

ア. 指導

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」等に定められている受領委任の取扱い等を周知徹底し、療養費の受領委任の取扱い、療養費の請求事務等に関する質的向上及び適正化を図ることを目的として指導を行っています。

(ア) 集団指導

受領委任の取扱い等を承諾したはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師を対象として、一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 個別指導

個別指導は、指導対象となるはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ. 監査

受領委任の取扱いにより療養費を請求するはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師等に対して、一定のルールに基づいた施術や療養費の請求等が実際に行われているか確認することを目的として監査を行っています。

(2) 実績

指導及び監査の実績は、次のとおりです。

(単位：人)

県名		平成30年度	令和元年度
富山県	集団指導	0	0
	個別指導	0	0
	計	0	0
	監査	0	0

県名		平成30年度	令和元年度
静岡県	集団指導	0	462
	個別指導	0	0
	計	0	462
	監査	0	0

県名		平成30年度	令和元年度
石川県	集団指導	0	103
	個別指導	0	0
	計	0	103
	監査	0	0

県名		平成30年度	令和元年度
愛知県	集団指導	0	1,391
	個別指導	0	0
	計	0	1,391
	監査	0	0

県名		平成30年度	令和元年度
岐阜県	集団指導	0	277
	個別指導	0	0
	計	0	277
	監査	0	0

県名		平成30年度	令和元年度
三重県	集団指導	0	205
	個別指導	0	0
	計	0	205
	監査	0	0

県名		平成30年度	令和元年度
管内計	集団指導	0	2,438
	個別指導	0	0
	計	0	2,438
	監査	0	0

8. 地方社会保険医療協議会部会の運営について

(1) 概要

東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定について審議するため、東海北陸地方社会保険医療協議会の部会を管内県域ごとに設置しており、指導監査課及び事務所ではその庶務を行っています。

(2) 実績

県域ごとに毎月1回部会を開催しています。

麻薬取締部

麻薬取締部の職員は、刑事訴訟法の規定による特別司法警察員としての権限をもち、薬物犯罪の捜査を行っています。また、医療用麻薬等を扱う施設に対する監督・指導、薬物乱用防止啓発活動に関する業務なども行っています。

1. 薬物乱用防止のための啓発活動について

(1) 概要

薬物乱用をさせないためには、新たな乱用者をつくらせない社会環境を構築することが重要です。

このため、麻薬取締部では、薬物乱用の危険性を熟知している麻薬取締官が、学校の児童・生徒や教師等を対象とした薬物乱用防止教室の講師として講演活動を行っています。

(2) 実績

ア. 小・中学校、高校における薬物乱用防止教室、各種研修会や講習会に講師として麻薬取締部の職員を計15回派遣し、約2,000名を対象に麻薬・覚醒剤等に関する正しい知識の普及等の啓発活動を実施しました。

【薬物乱用防止教室の様子】



イ. 11月、三重県津市において麻薬・覚醒剤乱用防止運動三重大会を開催し、薬物乱用防止功労者表彰や、県内の大学生による薬物乱用撲滅宣言、薬物乱用防止対策に関する講演等を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止となりました。

なお、「薬物乱用防止のための啓発活動」に係るこれまでの取り組みは、東海北陸厚生局ホームページに掲載しています。

(http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/gyomu/mayaku_boshi/index.html)

2. 薬物事犯の取締りについて

(1) 概要

最近の全国の薬物事犯検挙人員は、毎年約14,000人で推移しており、そのうち覚醒剤事犯の検挙人員が最も多く、令和2年は全体の6割を占めています。また、大麻の検挙人員が、ここ4年連続で過去最高を更新し続け、令和2年は全体の4割を占めるに至っています。

【規制薬物例】



一時期大きな社会問題となった危険ドラッグは、取締りを強化して販売店舗を壊滅したことで一定の効果が得られました。一方、大麻市場が拡大し、特に30歳未満の若年層の乱用拡大が懸念されています。また覚醒剤は大型密輸事犯が相次いで発生するなど、国内の薬物情勢は依然として予断を許さない状況が続いています。

今後も引き続き、水際対策を強化して違法薬物の供給を遮断するとともに、末端乱用者の徹底した取締りによる需要の根絶を推進していく必要があります。

(2) 実績

ア. 麻薬取締部における令和2年の薬物法令違反検挙数は、62件74名でした。

イ. 6～7月、カナダ来ゲームボードに隠匿された覚醒剤3.5kg密輸事件では、クリーンコントロールデリバリー捜査（いわゆる「泳がせ捜査」）を実施して元暴力団組員ら計7名を検挙しました。

ウ. 11月、名古屋市内において覚醒剤密売を行うイラン人組織に対する捜査を実施し、覚醒剤85gを押収するとともに、イラン人組織関係者計3名を検挙しました。

エ. 11月以降、ツイッターを利用した大麻密売グループに対する捜査を実施し、乾燥大麻889g、大麻草129株を押収するとともに、組織員計10名を検挙しました。

オ. 令和2年中、名古屋税関と合同捜査を実施し、大麻、覚醒剤、麻薬の密輸事件捜査により計21名を検挙しました。

力。6月、岐阜県岐阜市において東海北陸地区麻薬取締協議会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため7月に書面により会議を開催し、管内の関係機関と規制薬物に対する取締状況とその対策等について情報共有しました。

3. 再乱用防止対策について

(1) 概要

麻薬取締部では、官民を問わず、薬物の再乱用防止活動に携わる方々を対象にした再乱用防止対策講習会を、また、薬物中毒対策に携わる機関の職員による薬物中毒対策連絡会議をそれぞれ開催しています。

このほか、麻薬取締部で検挙した初犯者のうち希望者を対象に、再乱用防止支援プログラムを実施しています。

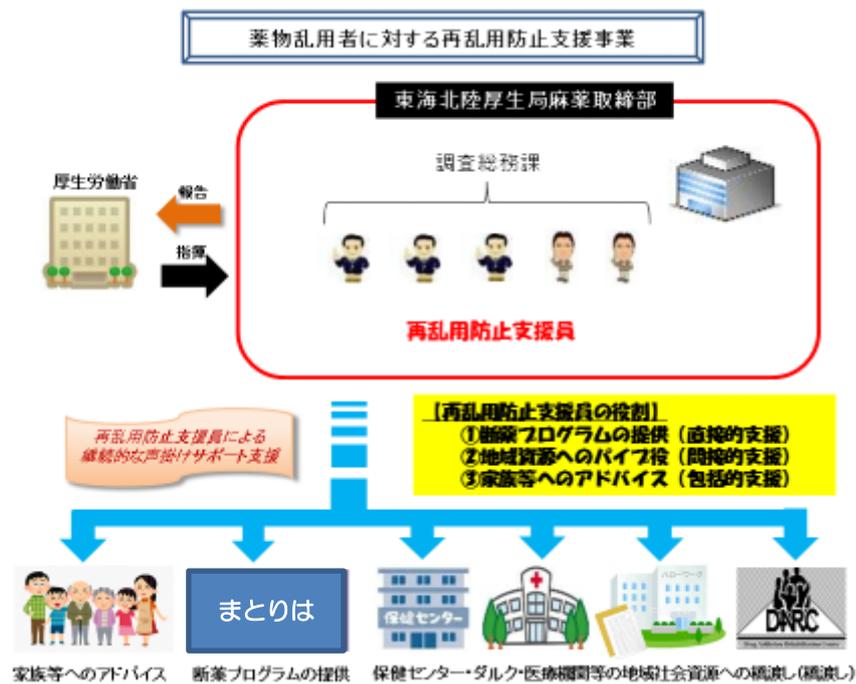
令和元年8月からは、薬物依存からの回復を目的に、対象者をしぼらず、専門の資格を有する再乱用防止支援員による支援を開始しました。面接等を通じて対象者に薬物の再乱用をさせないよう助言・指導を行う他、プログラムに参加した対象者の家族に対しても、必要に応じ支援を行っています。

プログラム対象者には、認知行動療法に基づく専用の自習用ワークブック「まとりは」等を提供し、また、その家族には、薬物依存に対する理解を深めてもらうため、厚生労働本省が作成した家族読本など資料の提供・説明を行っています。

麻薬取締部では、過去に薬物の乱用の経験があり、今後、薬物の乱用を行わないための支援を求める相談や、他の薬物支援機関などからの当部の薬物乱用支援についての問い合わせに応じるための相談業務を実施しています。

薬物再乱用防止支援相談窓口：052-951-6920

(受付時間 月～金(祝日を除く) 午前9時から午後5時)



(2) 実績

ア. 10月、石川県金沢市において、地域全体における薬物の中毒・依存症に対する知識の普及と再乱用防止に関する理解の向上を目的として、薬物依存症の治療に関する専門家、全国薬物依存者家族連合会会員等を講師とした一般公開による再乱用防止対策講習会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止となりました。

イ. 10月、石川県金沢市において、精神保健指定医、自治体の薬務主管課、保健所、精神保健福祉センター、保護観察所、矯正施設等の薬物問題に関係する管内の医療・行政機関の担当者が薬物の再乱用防止への対策とその取組について情報を共有し連携強化を図るため、薬物中毒対策連絡会議を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止となりました。

4. 相談業務について

(1) 概要

薬物乱用対策には、薬物乱用者やその家族等の抱える問題に対して、幅広く相談の機会を設け、適切な助言と迅速な対応を行うことが重要です。

このため、麻薬取締部では、専用電話や面接による相談業務を実施しています。

麻薬・覚醒剤相談電話番号：052-961-7000

（受付時間 月から金（祝日を除く）午前9時から午後5時）

(2) 実績

麻薬・覚醒剤等薬物相談電話による相談受理件数は、令和2年度中142件でした。

相談内容は、前年度同様に覚醒剤乱用に関するものが最も多く37件でした。



5. 麻薬取扱者・向精神薬営業者等に対する指導、監督について

(1) 概要

麻薬は、正しく用いられれば医療上極めて有用な反面、その使用方法を誤ると、乱用者個人の健康だけでなく、各種犯罪の原因となるなど、社会全体に危害をもたらすおそれがあります。

このため、我が国では、麻薬等の輸入、輸出、製造等について免許制にするなど必要な指導・取締りを行うことにより、麻薬等の乱用による保健衛生上の危害の防止を図っています。

麻薬取締部では、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、向精神薬輸入・輸出業者等に対する免許事務や、麻薬の携帯輸出入等の許可事務、麻薬向精神薬原料の輸出入に関する届出受理事務などを行っています。

また、医薬品である麻薬や向精神薬などは、その円滑な流通を確保しつつ、一方では不正ルートへの流出を防止するため、これらを取り扱う施設に対し随時立入検査を実施しています。

(2) 実績

管内75の麻薬取扱施設、覚醒剤原料取扱施設及び向精神薬取扱施設に対して、立入検査を実施し、麻薬等の適正管理に関する監視・指導を行いました。

また、麻薬や向精神薬の密造に利用される可能性のある麻薬向精神薬原料を業として輸入・輸出するとして届け出ている者（麻薬等原料輸入業者・麻薬等原料輸出業者）に対しては、新規届出時に、取り扱う麻薬・向精神薬原料が不正な製造に利用されないことがないように相手先や利用方法を確実に確認し、不審な取引があった場合にはすぐに届出を行うように指導しています。

(一〇メモ) ～麻薬取締官～

麻薬取締官は、厚生労働大臣の指揮監督を受け、薬物乱用防止を使命とし、刑事訴訟法に基づく司法警察員として薬物犯罪の捜査を行います。その他、医療用麻薬などの適正使用推進をはじめ、麻薬等の正規流通の指導・監督も実施します。

また、薬物乱用者の社会復帰を目的とした本人やその家族に対する助言や青少年等に対する薬物乱用防止啓発活動も積極的に取り組んでいます。

第三章 東海北陸厚生局における新型コロナウイルス感染症への取組

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、令和元年12月に中華人民共和国湖北省武漢市で「原因不明のウイルス性肺炎」として確認されて以降、世界的に感染が拡大し、令和2年3月11日にWHO（世界保健機関）が「新型コロナウイルスはパンデミックと言える」と述べるに至りました。我が国でも、令和2年2月25日に政府が新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定し、3月26日に政府対策本部が設置されました。令和2年4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域と期間の指定が行われ、5月25日には一旦全面解除されましたが、これ以降も緊急事態宣言やまん延防止重点措置の対象地域と期間の指定が行われてきています。他方、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスワクチン接種が高齢者や医療従事者などから順次開始されています。

東海北陸厚生局としても、令和2年2月の名古屋検疫所中部空港検疫所支所への職員派遣や藤田医科大学岡崎医療センターにおける大型クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客へのPCR検査応援業務をはじめ、厚生労働本省、検疫所、管内地方公共団体、保健所、医療機関などと連携・協力して新型コロナウイルス感染症に関する取組を行っています。

1. 成田・羽田・中部国際空港での検疫所支援業務

（1）名古屋検疫所中部空港検疫所支所及び検疫所が確保する宿泊施設への職員派遣

名古屋検疫所からの要請を受けて、中国便の水際対策強化に伴う中部空港検疫所検疫官の補助業務のため、令和2年2月4日から19日まで名古屋検疫所中部空港検疫所支所に延べ61名の職員を派遣したほか、厚生労働本省検疫所業務管理室からの要請を受けて、ホテルでの待機者受入れのため、検疫所が確保する宿泊施設に令和2年4月7日から28日まで延べ75名の職員を派遣しました。

さらに、名古屋検疫所からの要請を受けて、フィリピンマニラ便の水際対策強化のため、検疫所が確保する宿泊施設に令和2年6月25日から29日まで（27日を除く。）延べ12名の職員を派遣しました。

(2) 成田空港検疫所及び検疫所が確保する宿泊施設への職員派遣

厚生労働本省検疫所業務管理室からの要請を受けて、検疫官の補助業務のため、令和2年4月1日から6日まで成田空港検疫所に延べ2名の職員を派遣し、また、ホテルでの待機者受入のため、検疫所が確保する宿泊施設に4月3日から4日まで延べ2名、6月1日から10日まで延べ6名の職員を派遣しました。

(3) 東京検疫所（東京空港検疫所支所「羽田空港」）が確保する宿泊施設への職員派遣

厚生労働本省検疫所業務管理室からの要請を受けて、ホテルでの待機者受入のため、検疫所が確保する宿泊施設に令和2年7月31日から8月8日まで延べ5名の職員を派遣しました。

2. 藤田医科大学岡崎医療センターでの応援業務

厚生労働本省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの要請を受けて、横浜港に停泊していたクルーズ船乗客で PCR 検査結果が陽性かつ無症状の乗客について、当時、開設前であった愛知県岡崎市の藤田医科大学岡崎医療センターに受入れるため、令和2年2月18日から翌3月9日まで延べ82名の職員を派遣しました。

3. 新型コロナウイルス感染症クラスタープロジェクトチーム（愛知県・名古屋市）への参加

愛知県知事の要請を受けて、愛知県と名古屋市が令和2年3月3日に設置した「新型コロナウイルス感染症クラスタープロジェクトチーム」に構成員として設置日から参加しており、令和3年度も継続しています。

4. 厚生労働本省での対策本部事務局員業務

厚生労働本省新型コロナウイルス感染症対策推進本部地域支援班からの要請を受けて、令和2年8月31日から2週間交替で職員1名を派遣しており、令和2年度中には、延べ15名の職員を派遣しました。令和3年度も継続して職員を派遣しています。